

第2期東庄町
子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
東庄町

はじめに

本町では、町における子ども・子育て支援の取り組みの推進のために『東庄町子ども・子育て支援事業計画(第1期)』（平成27年3月）を策定し、令和元年度までの5年間でファミリー・サポート・センター事業の開設や「子育て世代包括支援センター」の設置などの取り組みを行ってきました。

一方、国においては、第1期計画期間の開始後に、「企業主導型保育事業」の仕組みを導入し、また令和元年の10月からは「幼児教育・保育の無償化」を開始するなど、新たな展開が示されています。この間、全国各地で児童虐待とその結果としての乳幼児の死亡事例が相次ぐなど、喫緊の対応が必要な事態も発生し、法・制度改正が行われました。

このような背景のもと、前述の計画の基本理念や主要な施策等を継承しながら、このたび『第2期東庄町子ども・子育て支援事業計画』を策定いたしました。本計画は、その課題解決に向けて本町の子ども・子育て支援の特徴と概要、妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援の体制を示し、保護者が安心して子育てし、子どもたちがサービスを受けることができる、今後5年間の具体的な取り組みを示すものです。町では、本計画を着実に推進し、全ての子どもたちの可能性を最大限に伸ばしてまいります。

結びに、本計画の策定に際しまして貴重なご意見・ご提言をいただきました「子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました皆さま及び関係団体・関係機関の方々に厚く御礼を申し上げます。

令和2年3月

東庄町長

岩田 利雄

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景・目的	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	5
	〈子ども・子育て支援新制度〉	5
4	計画策定の体制	6

第2章 町の子どもと子育て家庭を取り巻く環境等

第1節	人口や就業等の状況	9
1	人口	9
2	人口動態	9
3	世帯構成	10
4	年齢別就業状況	11
5	晩婚化・非婚化の状況	12
第2節	保育所・幼稚園等の状況（「第1期計画」の実施状況）	13
1	保育所・幼稚園・認定こども園の状況	13
2	放課後児童クラブの状況	14
第3節	「ニーズ調査」結果からみた町民ニーズ	16
1	保護者の就労状況など	16
2	幼稚園や保育所での教育・保育の状況	18
3	子育て支援サービスの利用状況	21
4	放課後児童クラブ（学童保育）、放課後子ども教室の利用	22
5	児童虐待について	24
6	少子化対策について	26
7	子育て環境について	27

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	33
2	計画の基本目標	34
3	計画（施策）の体系	36
4	教育・保育提供区域の設定	36
5	子ども人口の見通し	37

第4章 基本施策・事業の展開

第1節	子育て家庭を支援する地域づくり	41
1	子育て支援サービスの充実	41
2	子育て支援ネットワークの整備（「母子保健連絡会議」の開催）	41
3	情報提供、相談体制の整備	42
第2節	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり	43
1	母子保健事業の推進	43
2	小児医療の充実	44
3	思春期保健の充実	44
4	障害のある子どものための施策の充実	45
第3節	豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり	46
1	子どもの権利の尊重	46
2	児童虐待の発生予防等	46
第4節	次代を担う心身ともにたくましい人づくり	47
1	地域の福祉力・教育力の活性化	47
2	住環境の充実	47
第5節	子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	48
1	安全・快適な施設の整備など	48

第5章 第2期子ども・子育て支援事業計画

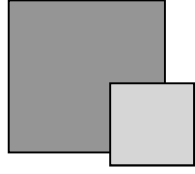
第1節	教育・保育の見込み量と確保の方策	51
第2節	教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保	53
第3節	地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の方策など	54
第4節	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 （幼児教育・保育無償化について）	62

第6章 計画の推進と進行管理

第1節	役割分担と連携による計画の推進	65
1	連携・協力による取り組みの推進	65
2	庁内関係部署の連携による推進	65
第2節	計画の進行管理	66

第7章 付属資料

資料1	用語の説明	69
資料2	東庄町子ども・子育て会議設置条例	75
資料3	東庄町子ども・子育て会議委員名簿	77
資料4	計画策定までの経過	78



第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

◇「第1期計画」の策定まで

東庄町では、平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、『東庄町次世代育成支援行動計画（後期行動計画）』（計画期間：平成22年度～平成26年度）を策定し、「延長保育」への対応、「放課後児童健全育成事業」の拡充、また障害児保育への取り組みなどを推進しました。さらに、育児不安を抱える保護者への支援の強化、「子育て支援センター」の設置など、子育てに関する支援の強化・拡充に努めました。

しかし、このような取り組みにもかかわらず、少子化は進行し、その一方でより質の高い教育・保育の充実を求める声が上がるといった現実がありました。

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づいており、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざす制度です。

本町における子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細やかに計画するとともに、町民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするため、平成27年3月、『東庄町子ども・子育て支援事業計画』（第1期）を策定しました。

◇その後の計画を取り巻く環境と「第2期計画」の策定

上記の「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は5年間と定められており、本町の計画も令和元年度末で期間満了となることから、この度「第1期計画」の実施・達成状況を確認・把握し、幼児教育等の無償化やいわゆる「働き方改革」、福祉分野等における「地域共生社会」の考え方、本町の「総合計画」の改定（平成29年3月）等最近の流れを踏まえつつ、多数の保育所入所待機児童を抱えるような人口密集地域等とは状況やニーズの異なる地域の特色も考慮しながら、第2期の「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



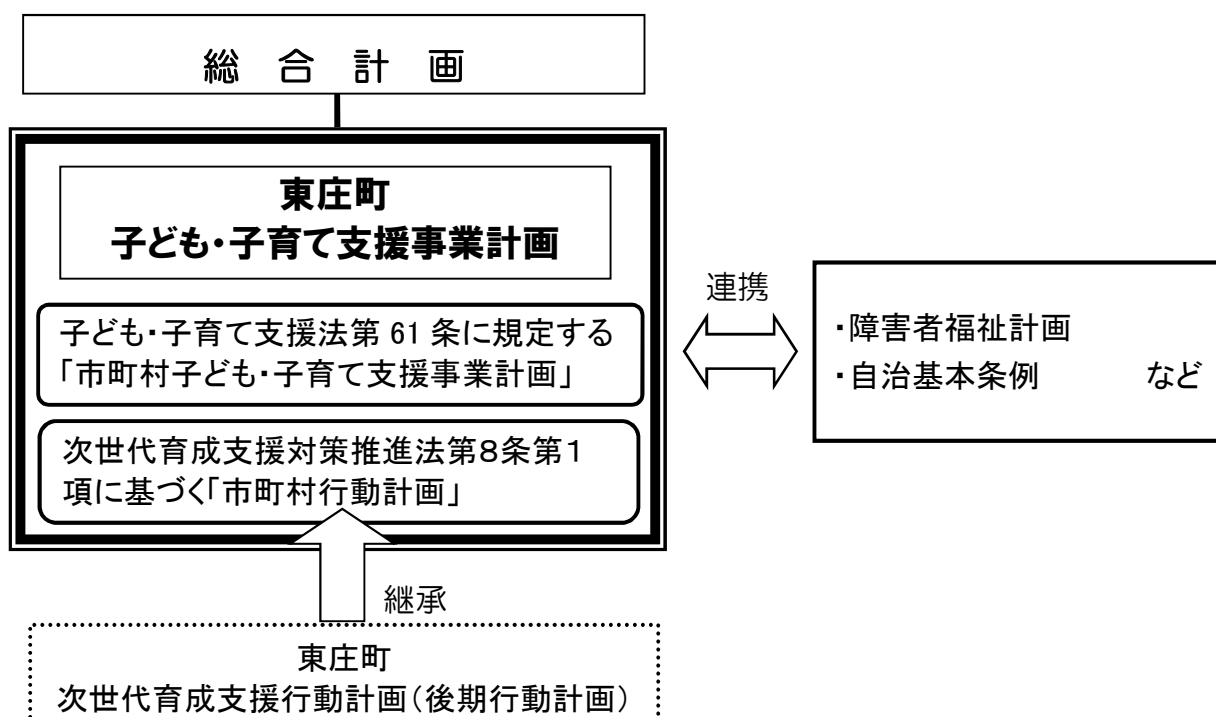
2 計画の位置づけ

◇本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込み、それらの提供体制確保策などを定めています。また、『新・放課後子ども総合プラン』に関して国から求められている内容についても、併せて盛り込んでいます。

なお、本町では、町における子育て支援施策を、子ども・子育て関連3法や児童福祉法のみならず、まちづくりの中で保健・医療、雇用、住環境など総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、「次世代育成支援後期計画」で掲げた各分野における事業の方向性についても本計画で継承し、施策として位置づけています。

◇上位計画である「総合計画」（『第6次東庄町総合計画』）はもとより、「障害福祉計画」など他の個別計画等と連携するもので、考え方や施策を反映しています。

<各計画との関連のイメージ>



3 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間の計画期間とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東庄町子ども・子育て支援事業計画 〔第1期〕					↓必要に応じ中間見直し				
見直し					東庄町子ども・子育て支援事業計画 〔第2期〕				

〈子ども・子育て支援新制度〉

○おもなポイント

- ① 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
：「幼保連携型認定こども園」について、認可・指導監督の一本化、学校・児童福祉施設としての法的位置づけ
- ② 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）および市町村の確認を受けた認可外保育施設等利用費の給付（「子育てのための施設等利用給付」）
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実（「地域子ども・子育て支援事業」）
：利用者支援、地域子育て支援拠点、実費徴収に関する補足給付を行う事業 等の事業

子ども・子育て支援給付

- ＜施設型給付＞
 - ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- ＜地域型保育給付＞
 - ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- ＜子育てのための施設等利用給付＞
 - ・確認を受けた認可外保育施設等の利用費給付
- ＜児童手当＞

「教育・保育給付」

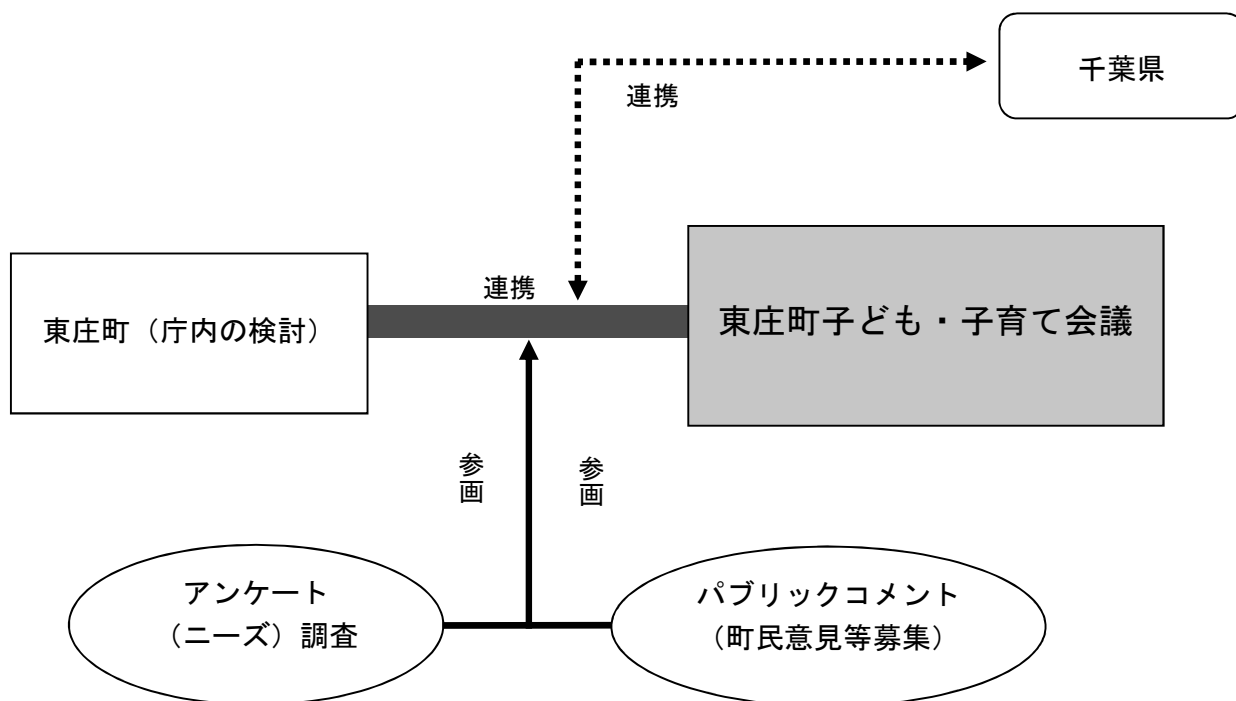
その他の子どもとその養育者に必要な支援

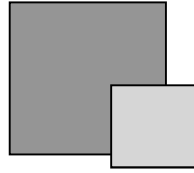
- ＜地域子ども・子育て支援事業＞
 - ・利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業 等
 - ・延長保育、病児・病後児保育事業
 - ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
 - ・妊婦健康診査
 - ・実費徴収に関する補足給付を行う事業 等
- ＜仕事・子育て両立支援事業＞
 - ・企業主導型保育事業 等

4 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、本町の「子ども・子育て会議」を開催してそこでの討議内容を十分に反映したものにす一方、町役場庁内においても必要な事項の検討を重ねるとともに、県との連携にも留意しました。

また、子どものいる保護者をはじめ町民の意見等を幅広くうかがうため、ニーズ(アンケート)調査や町民意見(パブリックコメント)の受け付け等を実施し、「協働」による計画づくりに努めました。





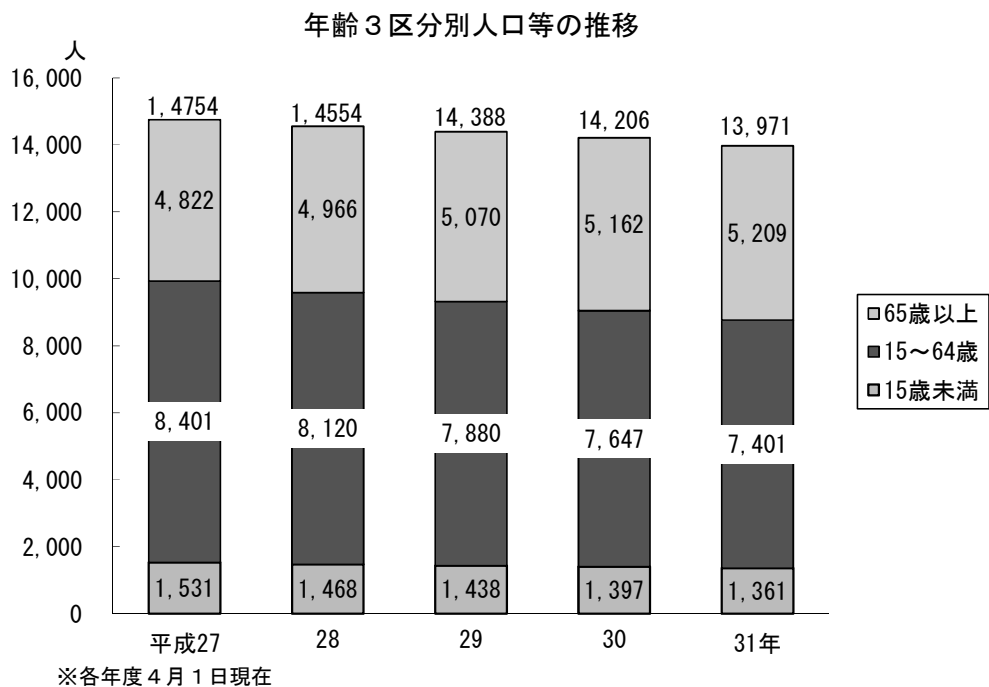
第2章 町の子どもと子育て家庭を取り巻く環境等

第2章 町の子どもと子育て家庭を取り巻く環境等

第1節 人口や就業等の状況

1 人口

住民基本台帳による平成31年4月1日現在の本町の人口は13,971人、15歳未満人口（年少人口）は1,361人で、いずれも年々減少を示しており、長期的に減少傾向が続いています。



資料：住民基本台帳

2 人口動態

近年の人口動態をみると、自然動態では、平均すると出生は年間に約65人、死亡が約200人と毎年100人以上の自然減になっています。また、社会動態は、平均すると転入が約320人、転出が約345人と毎年約25人の転出超過で社会減となっており、人口全体では、毎年約160人が減少しています。

人口動態の推移

年	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成26年	67	207	-140	337	361	-24	-164
平成27年	66	193	-127	297	360	-63	-190
平成28年	73	187	-114	289	316	-27	-141
平成29年	56	198	-142	370	345	25	-117
平成30年	67	214	-147	317	344	-27	-174

資料：千葉県衛生統計年報・住民基本台帳

3 世帯構成

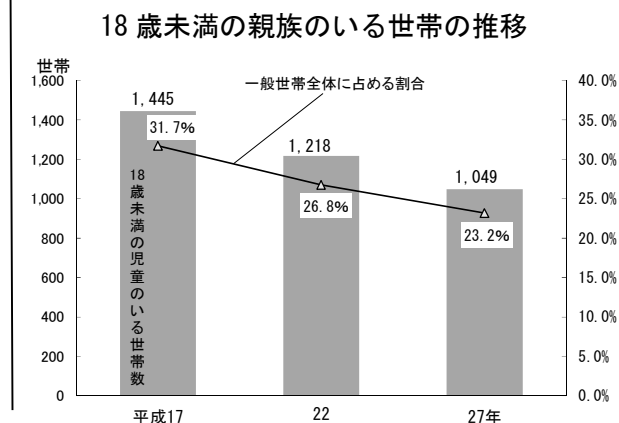
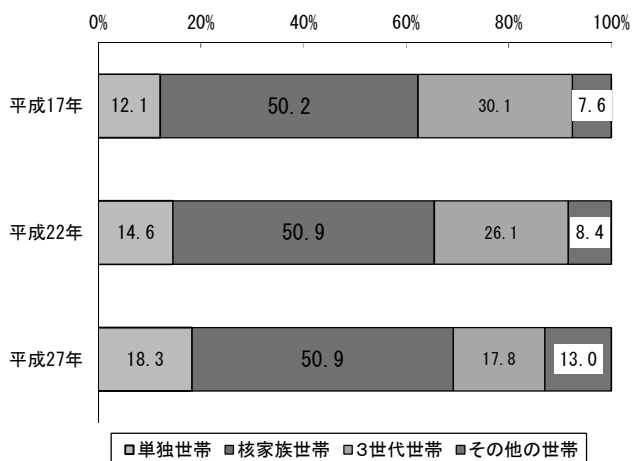
国勢調査（各年10月1日現在）結果によると、平成27年の世帯類型別の世帯数は、核家族世帯が2,317世帯（50.9%）など下表の通りで、単独世帯の割合が増えてきています。また、ひとり親と未婚の子のみの世帯が増えてきています。

また、18歳未満の親族のいる世帯については、平成27年では1,049世帯（23.2%）で、近年、世帯数・構成比ともに減少傾向を示しています。

世帯類型等の推移

	平成17年	平成22年	平成27年
単独世帯	551	666	833
核家族世帯	2,287	2,318	2,317
夫婦のみの世帯	762	843	879
夫婦と未婚の子のみの世帯	1,193	1,099	1,034
ひとり親と未婚の子のみの世帯	332	376	404
三世代世帯	1,373	1,186	812
その他の世帯	346	381	590
合計	4,557	4,551	4,552

資料：国勢調査



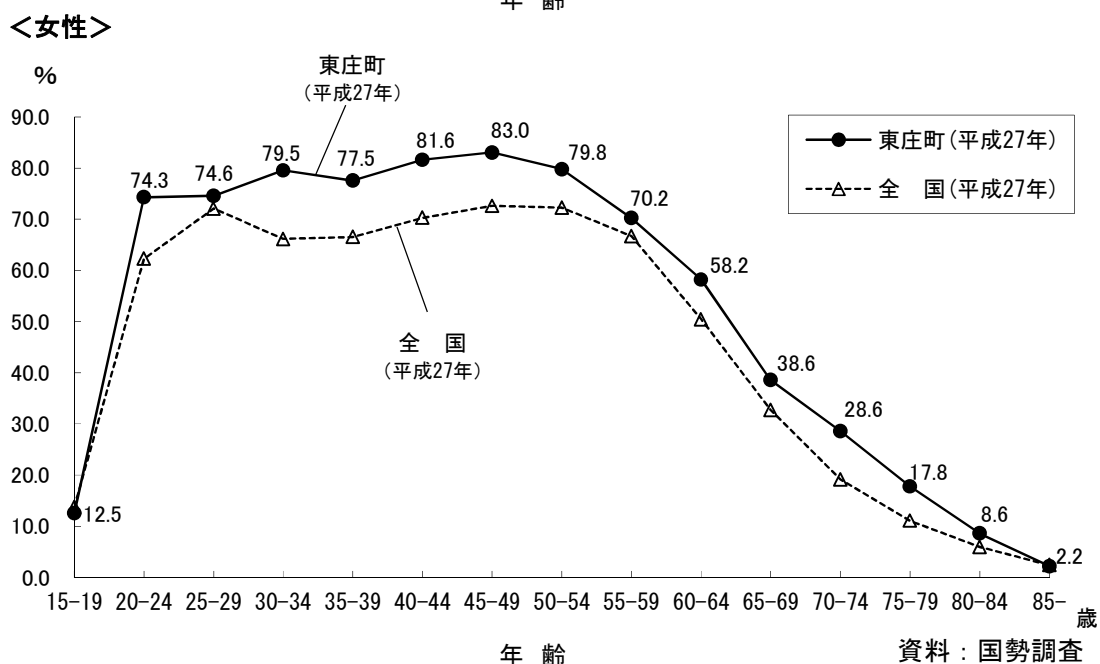
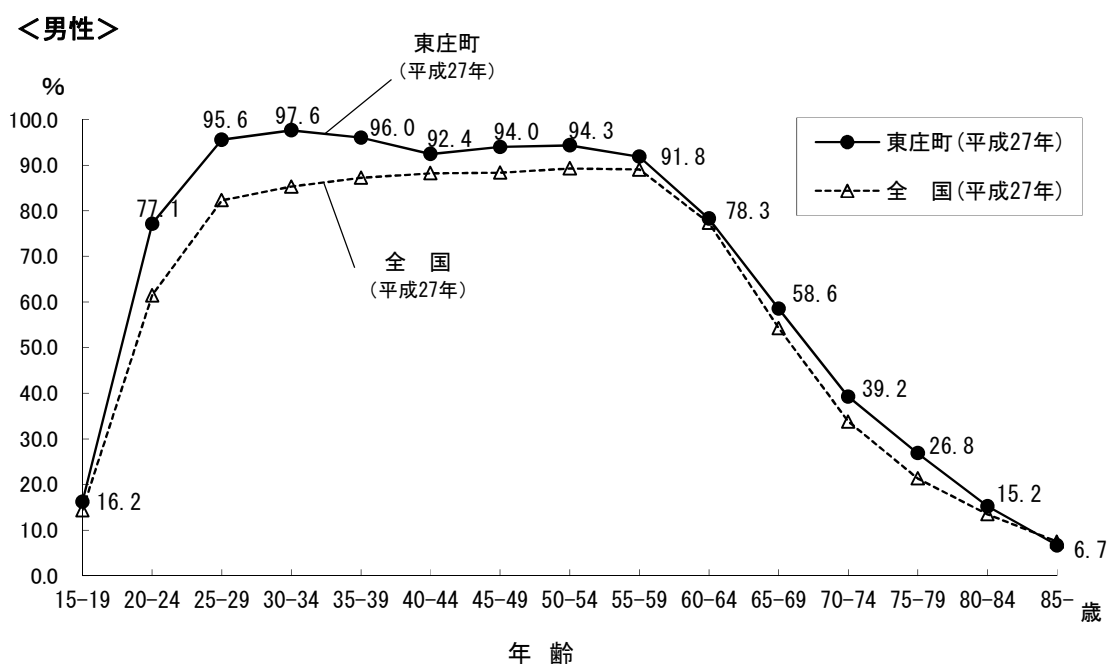
資料：国勢調査

4 年齢別就業状況

平成27年国勢調査結果の男女別・年齢別の就業率をみると、男性では、子育て期の中心となる20歳代後半～30歳代でも就業率が下がることなく推移しています。女性では、全国結果はおもな出産・子育て期である同じ年齢層で就業率が下がり、いわゆる“M字曲線”を示していますが、本町はそれほどはっきりとした落ち込みとはなっていません。

また、本町の実業率と全国を比較すると、本町の数値は男女とも、ほとんどの年齢層で全国値を上回っており、本町は、就業と子育ての両立の支援が他地域以上に求められる地域であるということになります。

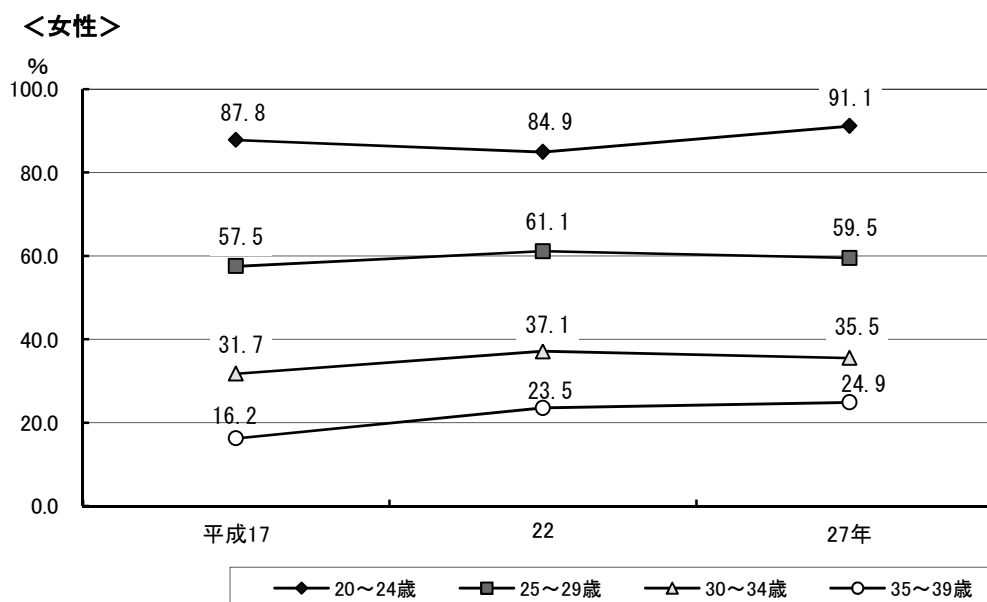
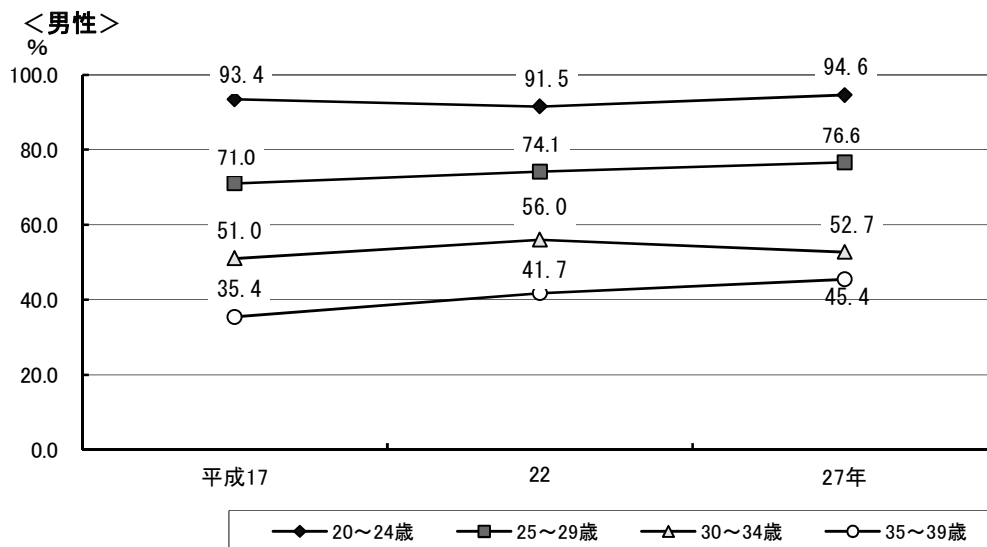
男女別・年齢別の就業率



5 晩婚化・非婚化の状況

平成27年の本町の20歳代・30歳代の未婚率（*離婚した人は含まない）をみると、35～39歳の層で、男性の45.4%、女性の24.9%が未婚となっています。この年齢層の未婚率は、同17年と比べて、男性では10ポイント、女性では8.7ポイント上昇しており、晩婚化・非婚化が進行していることが見て取れます。

未婚率の推移



第2節 保育所・幼稚園等の状況（「第1期計画」の実施状況）

1 保育所・幼稚園・認定こども園の状況

町内には、平成31年4月現在、私立の認可保育所が3園あり、児童数は260人程度です。保育時間は8時から16時までで、3園とも19時までの延長保育や、土曜日の保育を実施しています。また、毎年数人から10数人が管外保育所を利用しています。

認可保育所（保育園）の概要（平成31年4月1日現在）

名称	所在地	受入開始 年 齢	利用定員数		
			2号 認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
笹川中央保育園	笹川い 1943 番地	3 か月	96	6	18
橋保育園	東今泉 2006 番地-1	6 か月	47	3	30
神代保育園	平山 1154 番地	6 か月	43	2	15
合 計			186	11	63

認可保育所の児童数の推移（各年4月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	5	7	7	7(2)	5(1)
1歳児	31	30	37(2)	37(3)	29(3)
2歳児	39(1)	50(1)	48	50(4)	61(3)
3歳児	57	63(2)	73(1)	61(2)	64(3)
4歳児	74(1)	63	70(3)	80(2)	65(1)
5歳児	39(2)	36	35	51(4)	24(2)
合 計	245(4)	249(3)	270(6)	286(17)	248(13)

*（ ）内は、管外保育所児童数（外数）。

認可保育所の施設別児童数（平成31年4月1日現在）

	施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	合計	定員
町 内 私 立	笹川中央保育園	3	12	21	25	25	20	106	110	120
	管外からの入所(外数)	0	0	1	2	0	1	4		
	橋保育園	1	12	23	21	24	0	81		
	管外からの入所(外数)	0	1	0	0	0	0	1		
	神代保育園	1	5	17	18	16	4	61		
	管外からの入所(外数)	0	0	0	0	0	2	2	63	60
管 外 私 立		1	3	3	1	1	2	11		
	私立 計	6	32	64	65	66	26	259		
	管外公立				2			2		
	合 計	6	32	64	67	66	26	261		

幼稚園は、「第1期計画」策定時には町立が2園（笹川幼稚園・橘幼稚園）ありましたが、平成31年4月1日に両園が合併するとともに、「幼稚園型認定こども園」（『こじゅりんこども園』）に移行しています。児童数は、年によって大きな増減を示しています。

幼稚園の児童数の推移（各年5月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
5歳児	53	60	102	41	26
合計	53	60	102	41	26

* 令和元年は、認定こども園。

認定こども園の概要（令和元年5月1日現在）

名称	認定区分	定員	入園児数	5歳児
こじゅりん こども園（町立）	1号認定	20	16	16
	2号認定	50	44(2)	44(2)

*（）内は、管外(町外)からの受け入れ数（外数）。

2 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、町内2か所で実施されています。『ゆめゆめクラブ』は運営を笹川中央保育園に委託し笹川小学校児童を対象に、『すぎのこクラブ』は、運営を橘保育園に委託し神代・橘・石出・東城小学校4校の児童を対象にしています。『すぎのこクラブ』の利用にあたっては、各小学校まで迎えのバスを運行しています。

利用児童数の推移は、『ゆめゆめクラブ』・『すぎのこクラブ』とも児童数が年々増加しており、全体でも年々増加の傾向となっています。

放課後児童クラブの一覧

クラブ名	運営委託先	実施場所	対象小学校区
ゆめゆめクラブ	笹川中央保育園	笹川小学校	笹川小学校
すぎのこクラブ	橘保育園	東庄町公民館 東城分館	神代小学校 橘 小学校 石出小学校 東城小学校

放課後児童クラブ利用児童数（登録人数）の推移（各年4月1日現在）

	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
	ゆめゆめ クラブ	すぎのこ クラブ	ゆめゆめ クラブ	すぎのこ クラブ	ゆめゆめ クラブ	すぎのこ クラブ	ゆめゆめ クラブ	すぎのこ クラブ	ゆめゆめ クラブ	すぎのこ クラブ
1年生	23	33	17	23	24	22	24	30	30	34
2年生	21	17	23	33	23	29	30	23	24	29
3年生	15	19	21	13	19	32	23	25	31	22
4年生	9	9	12	7	18	7	16	19	20	20
5年生	8	1	8	4	9	4	18	6	9	12
6年生	6	0	6	0	5	3	6	1	13	6
小計	82	79	87	80	98	97	117	104	127	123
合計	161		167		195		221		250	

小学校別の児童クラブの利用状況では、『ゆめゆめクラブ』の対象となる笹川小学校の児童が最も多く、全体の半分以上になっています。『すぎのこクラブ』の対象となるその他の小学校では、それぞれ約50人以下となっています。

放課後児童クラブの利用状況（平成31年4月1日現在）

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
神代	7	1	3	2	1	1	15
笹川	30	24	31	20	9	13	127
橘	7	5	9	4	6	2	33
石出	8	5	1	5	2	2	23
東城	12	18	9	9	3	1	52
計	64	53	53	40	21	19	250

第3節 「ニーズ調査」結果からみた町民ニーズ

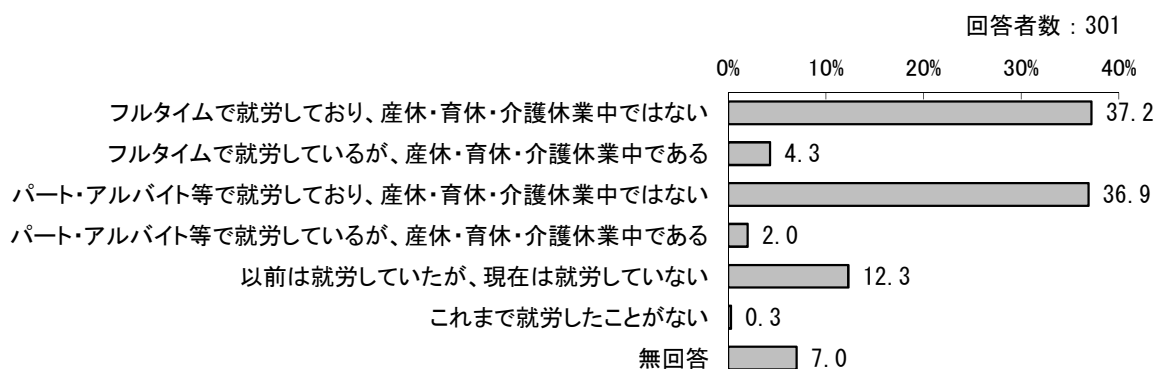
本計画策定の基礎資料とするため、平成31年1月～2月に、就学前児童および小学生の子どものいる643世帯の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。回収数は301票（有効回収率：46.8%）となっており、主な結果は以下のとおりです。

町民アンケート（ニーズ）調査の実施概要

区分	内容
(1) 調査区域	町内全域
(2) 調査対象	町内在住の小学6年生以下の子どもがいる世帯
(3) 抽出方法	全数（悉皆）調査
(4) 対象数	643世帯
(5) 実施方法	郵送配付－郵送回収法
(6) 実施時期	平成31年1月11日～2月15日
(7) 回収結果	
・有効回収数	301票
・有効回収率	46.8%

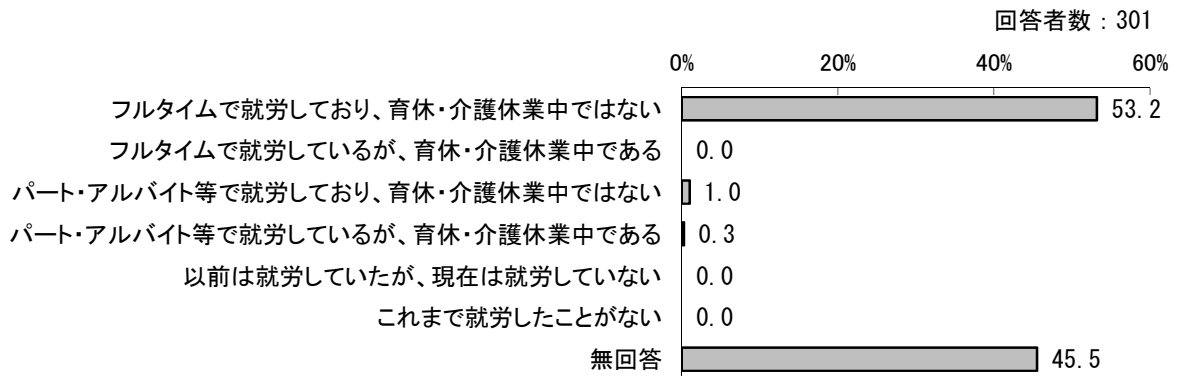
1 保護者の就労状況など

① 母親の就労状況



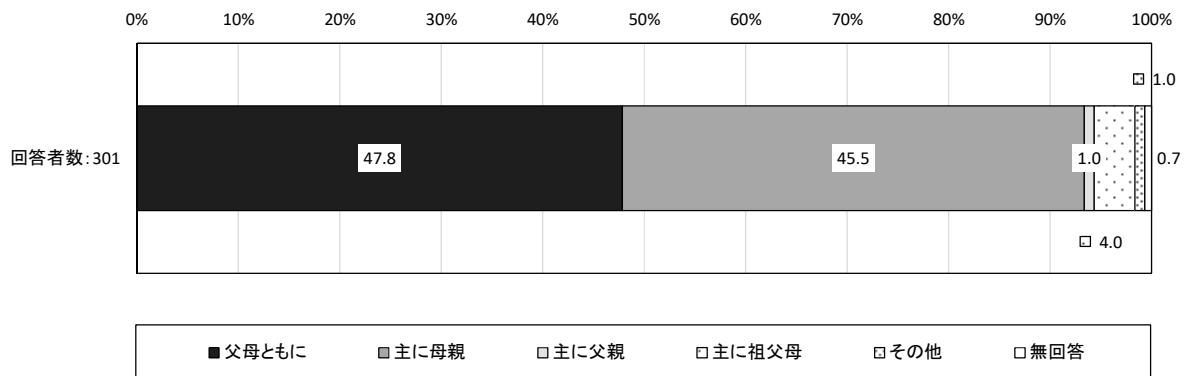
○母親の就労状況については、「就労している（フルタイムで、産休・育休・介護休業中ではない）」（37.2%）、「就労している（フルタイム以外で、産休・育休・介護休業中ではない）」（36.9%）という回答が多く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（12.3%）が続いています。

② 父親の就労状況



○父親の就労状況については、「就労している（フルタイムで、産休・育休・介護休業中ではない）」（53.2%）という回答が過半数で最も多く、次いで「無回答」（45.5%）が多くなっています。

③ 子育てを主にしている人



○教育を含む子育てを主にしている人については、「父母ともに」（47.8%）という回答が最も多く、僅差で「主に母親」（45.5%）が続いています。

2 幼稚園や保育所での教育・保育の状況

① 「定期的な教育・保育のサービス」（平日）の利用の有無

	0歳児		1、2歳児		3～5歳児		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. どこにも預けていない	29	67.4%	15	21.1%	2	1.7%	46	19.8%
2. 笹川幼稚園	0	0.0%	0	0.0%	7	5.9%	7	3.0%
3. 橘幼稚園	0	0.0%	2	2.8%	3	2.5%	5	2.2%
4. 2、3以外の幼稚園	0	0.0%	1	1.4%	2	1.7%	3	1.3%
5. 笹川中央保育園	3	7.0%	18	25.4%	37	31.4%	58	25.0%
6. 橘保育園	0	0.0%	7	9.9%	24	20.3%	31	13.4%
7. 神代保育園	0	0.0%	9	12.7%	21	17.8%	30	12.9%
8. 5～7以外の保育所(園)	0	0.0%	4	5.6%	0	0.0%	4	1.7%
9. 認定こども園	0	0.0%	1	1.4%	1	0.8%	2	0.9%
10. 小規模保育施設	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11. 家庭的保育	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12. 事業所内保育施設	2	4.7%	0	0.0%	2	1.7%	4	1.7%
13. 居宅訪問型の保育施設	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14. その他の認可外保育施設	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	1	0.4%
15. ファミリー・サポート・センター	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
16. その他	1	2.3%	0	0.0%	1	0.8%	2	0.9%
無回答	8	18.6%	13	18.3%	18	15.3%	39	16.8%
総回答数	43	—	71	—	118	—	232	—
対象児童数	43	—	71	—	118	—	232	—

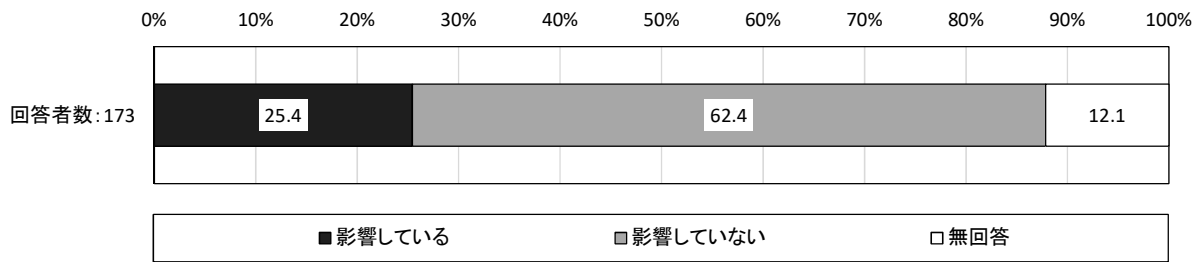
「4. 2、3以外の幼稚園」…うななみ幼稚園、豊里幼稚園

「8. 5～7以外の保育所(園)」…明照保育園、小見川東保育所、月の輪保育園、太田保育園

「15. その他」…子育て支援センター、児童養護施設、東庄町児童館、学校法人妙福寺学園
銚子幼稚園、実家

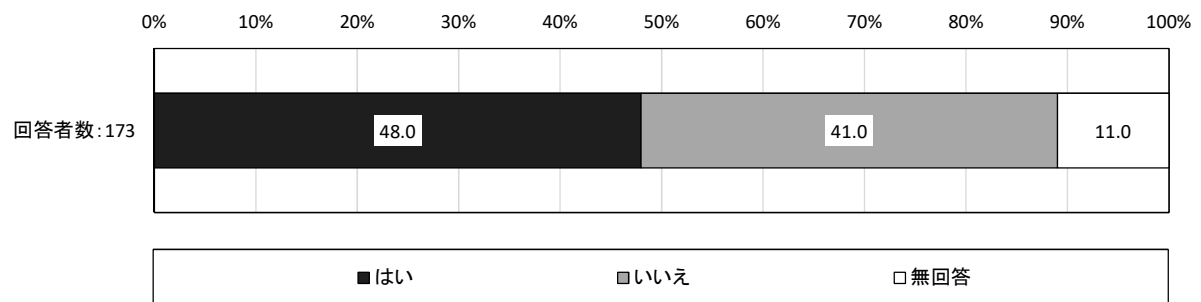
○平日の定期的な教育・保育サービスの利用について、0歳児、1、2歳児、3～5歳児で最も多い回答は、順に「どこにも預けていない」（43人中29人）、「笹川中央保育園」（71人中18人）、「笹川中央保育園」（118人中37人）となっています。

② 「無償化」制度の影響



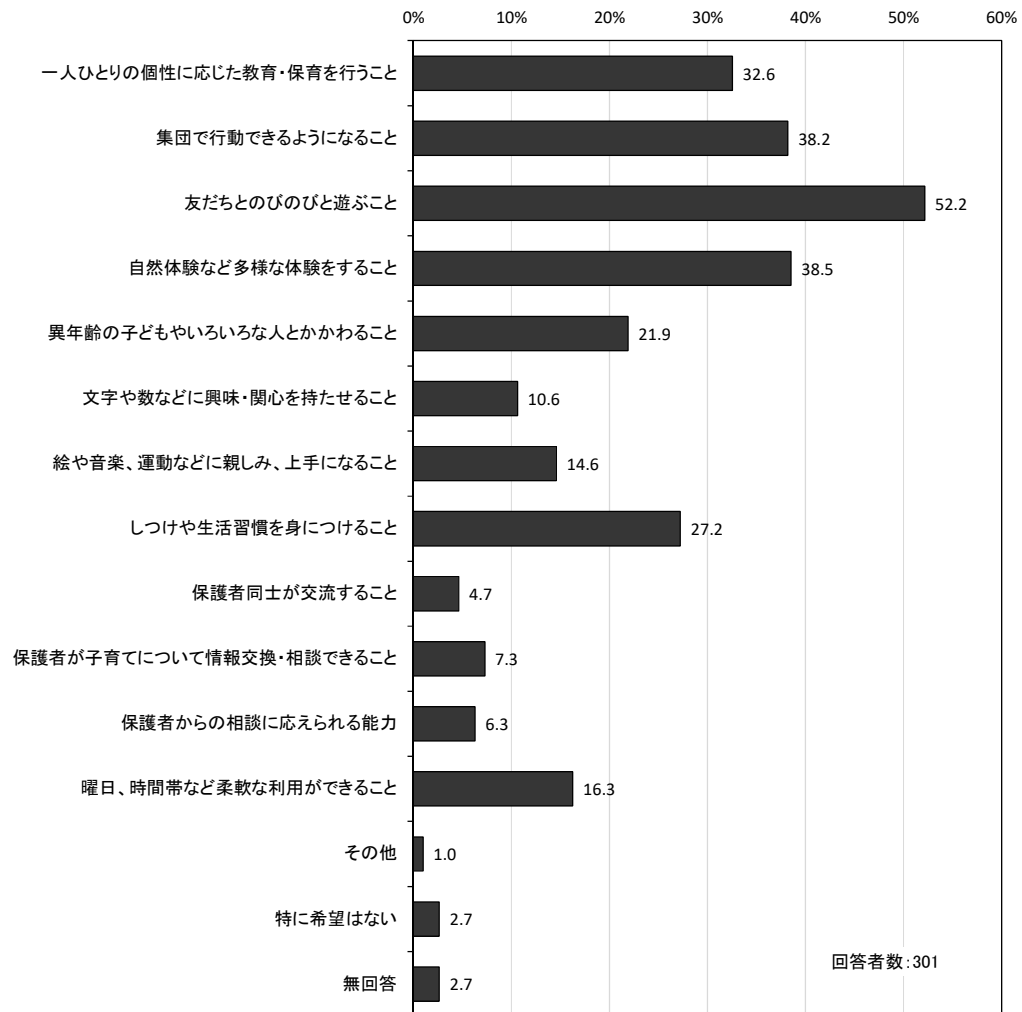
○次年度に利用したいサービスを考えたとき、「幼児教育・保育無償化」の制度（2019年10月～）が影響したかどうかについては、「影響していない」（62.4%）という回答が多く、「影響している」（25.4%）を上回っています。

③ 幼稚園利用の希望について



○平日に利用したいサービスとして特に幼稚園（幼稚園の「預かり保育」をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望するかについては、「はい」（48.0%）という回答がやや多く、「いいえ」（41.0%）を上回っています。

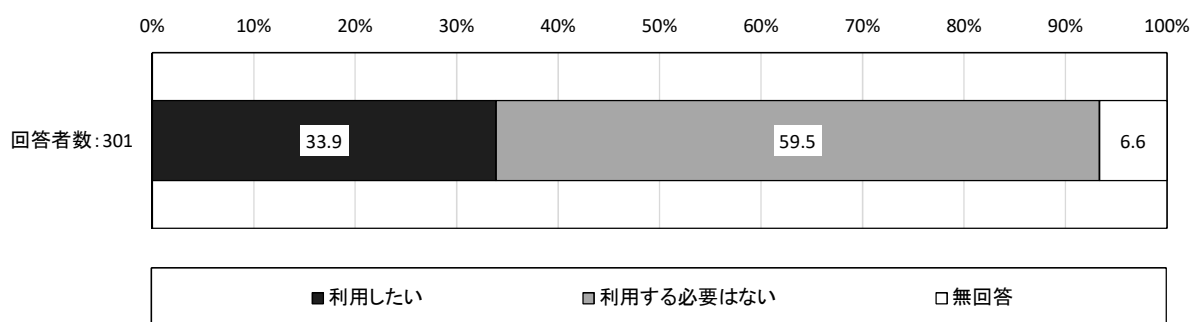
④ 幼稚園、保育所（園）に望むこと〔複数回答〕



○幼稚園、保育所（園）に望むこととしては、「友だちとのびのびと遊ぶこと」（52.2%）という回答が最も多く、「自然体験など多様な体験をすること」（38.5%）、「集団で行動できるようになること」（38.2%）等が続いています。

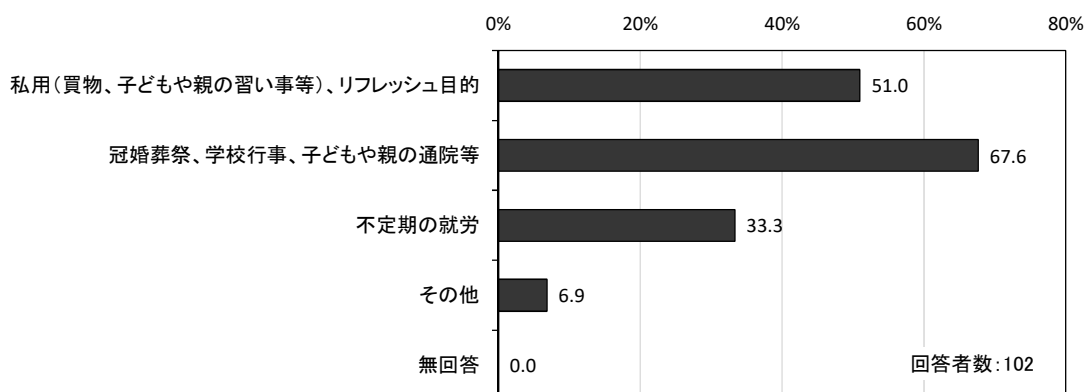
3 子育て支援サービスの利用状況

① 私用、親の通院、不特定の就労等の目的での事業の利用希望



○私用、親の通院、不特定の就労等の目的での事業の不定期利用の希望の有無については、「利用する必要はない」(59.5%)という回答が多く、「利用したい」(33.9%)は3割強となっています。

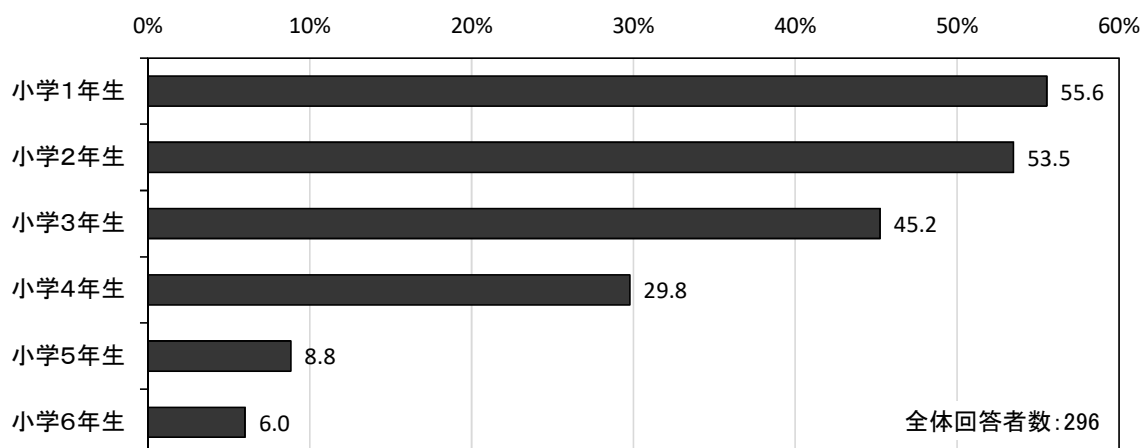
② 利用の目的〔複数回答〕



○事業の利用の目的としては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」(67.6%)という回答が最も多く、次いで「私用(買物、子どもや親の習い事等)、リフレッシュ目的」(51.0%)が多くなっています。

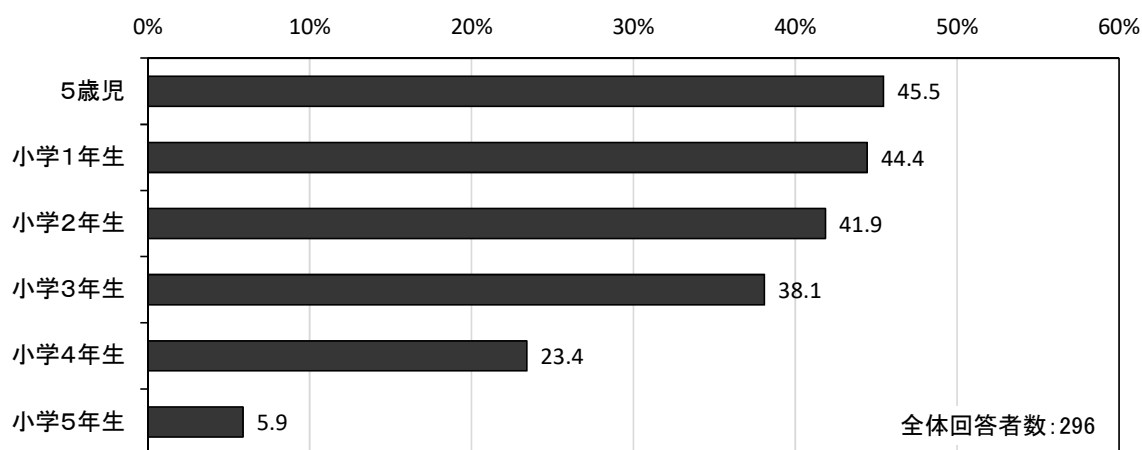
4 放課後児童クラブ（学童保育）、放課後子ども教室の利用

① 放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況



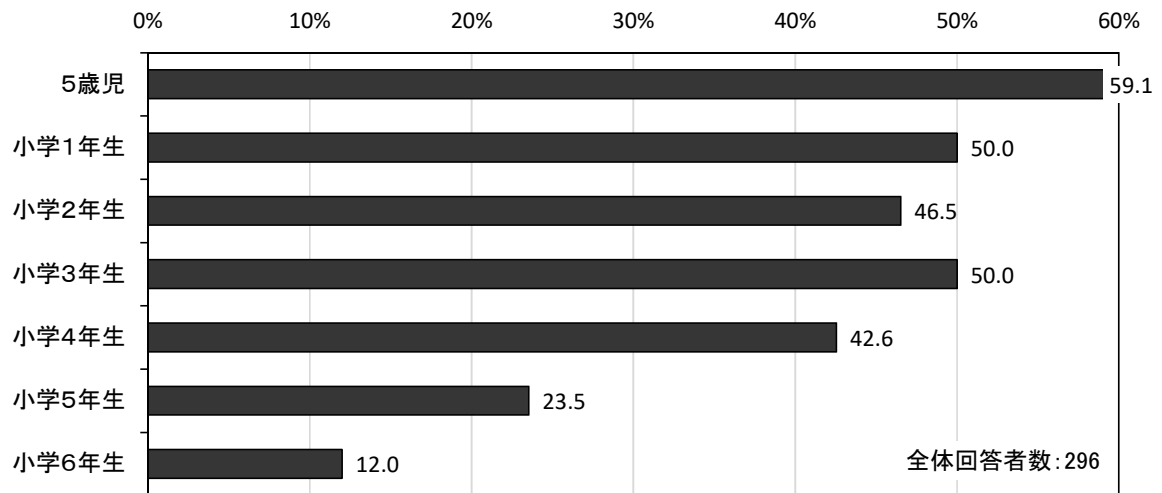
○「放課後児童クラブ」の現在の各学年の利用状況については、小学1年生（55.6%）、小学2年生（53.5%）で利用割合が過半数で比較的多く、学年が上がるに従って減少しています。

② 放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望



○次年度の「放課後児童クラブ」の利用希望をみると、現在の5歳児（45.5%）で最も希望割合が多く、小学1年生（44.4%）、小学2年生（41.9%）まで希望が4割を超えています。

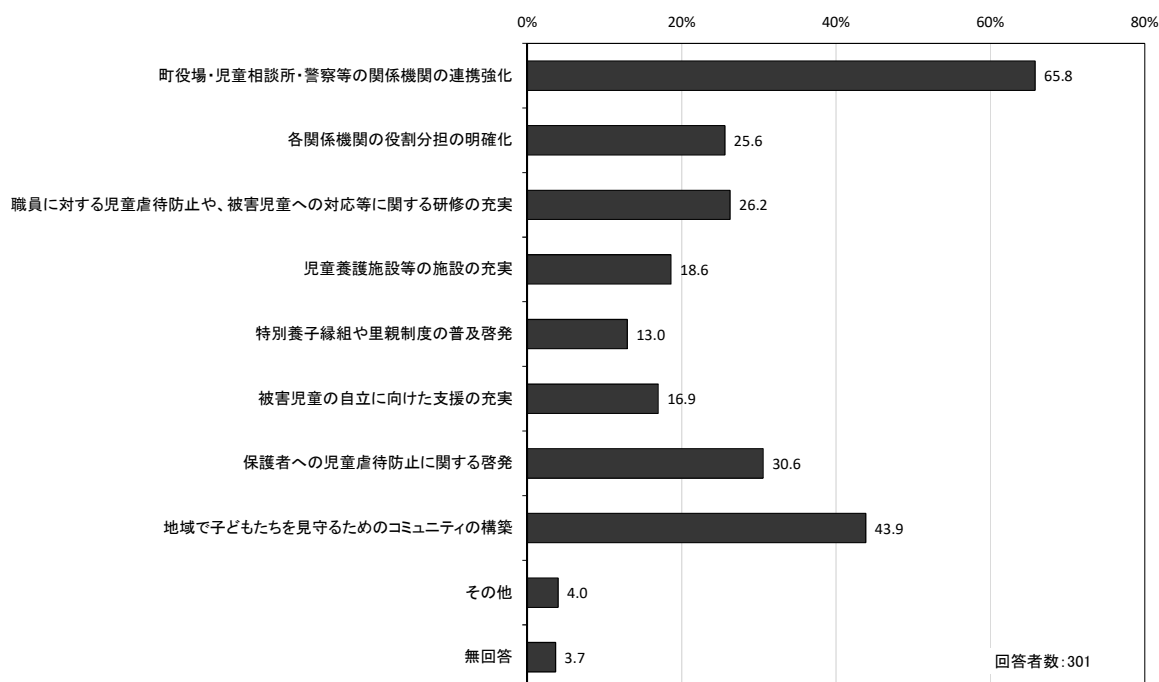
③ 放課後子ども教室の利用希望



○調査実施時点（平成30年度）では実施されていなかった「放課後子ども教室」を行った場合の次年度の利用希望については、調査時の5歳児（59.1%）で希望割合が最も多く、続く小学1年生と同3年生（ともに50.0%）で希望が半数に達し、特に多くなっています。

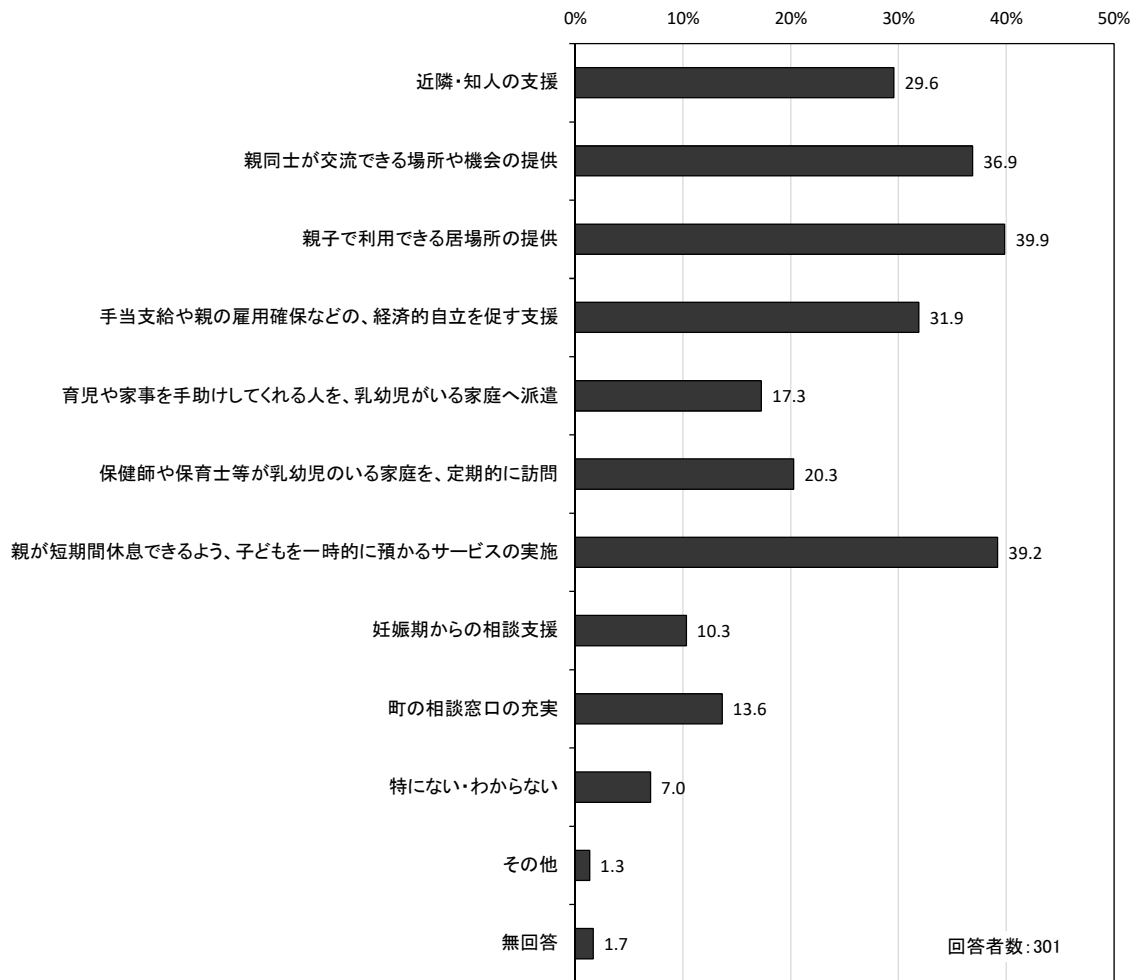
5 児童虐待について

① 必要と思う取り組み〔複数回答〕



○児童虐待の早期対応や被害児童等への保護・支援として必要だと思う取り組みとしては、「町役場・児童相談所・警察等の関係機関の連携強化」(65.8%)という回答が最も多く、次いで「地域で子どもたちを見守るためのコミュニティの構築」(43.9%)が多くなっています。

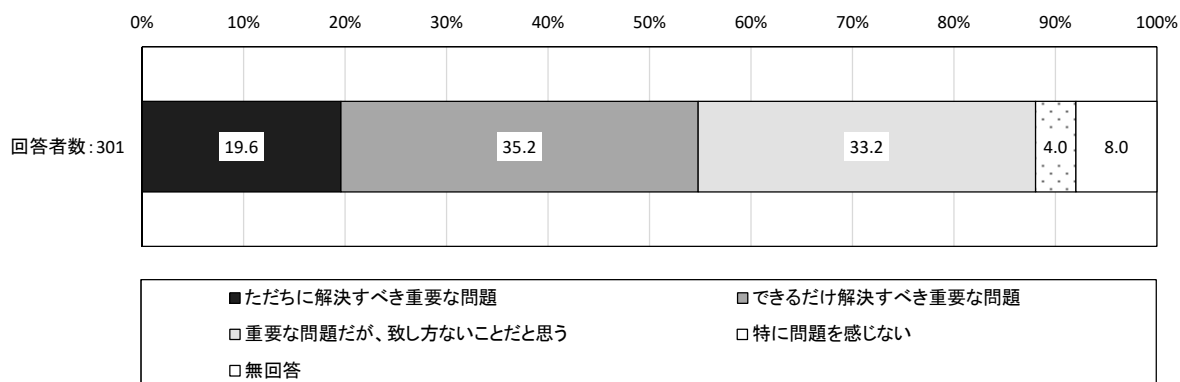
② 有効と思う虐待防止策〔複数回答〕



○児童虐待を防ぐため特に有効だと思うこととしては、「親子で利用できる居場所の提供」(39.9%)、「親が短期間休息できるよう、子どもを一時的に預かるサービスの実施」(39.2%)という回答が多く、「親同士が交流できる場所や機会の提供」(36.9%)等が続いています。

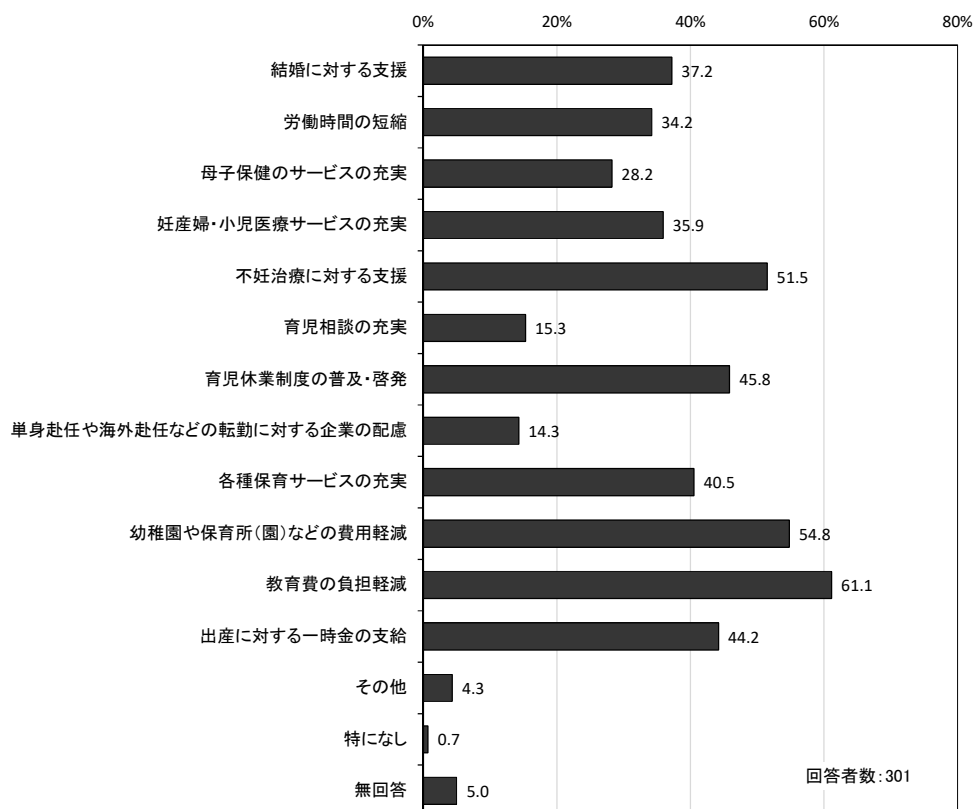
6 少子化対策について

① 少子化問題についての考え



○「ただちに」と「できるだけ」を合わせ、少子化問題は「解決すべき重要な問題」とした回答が54.8%、「重要な問題だが、致し方ないことだと思う」という回答が33.2%という結果になっています。

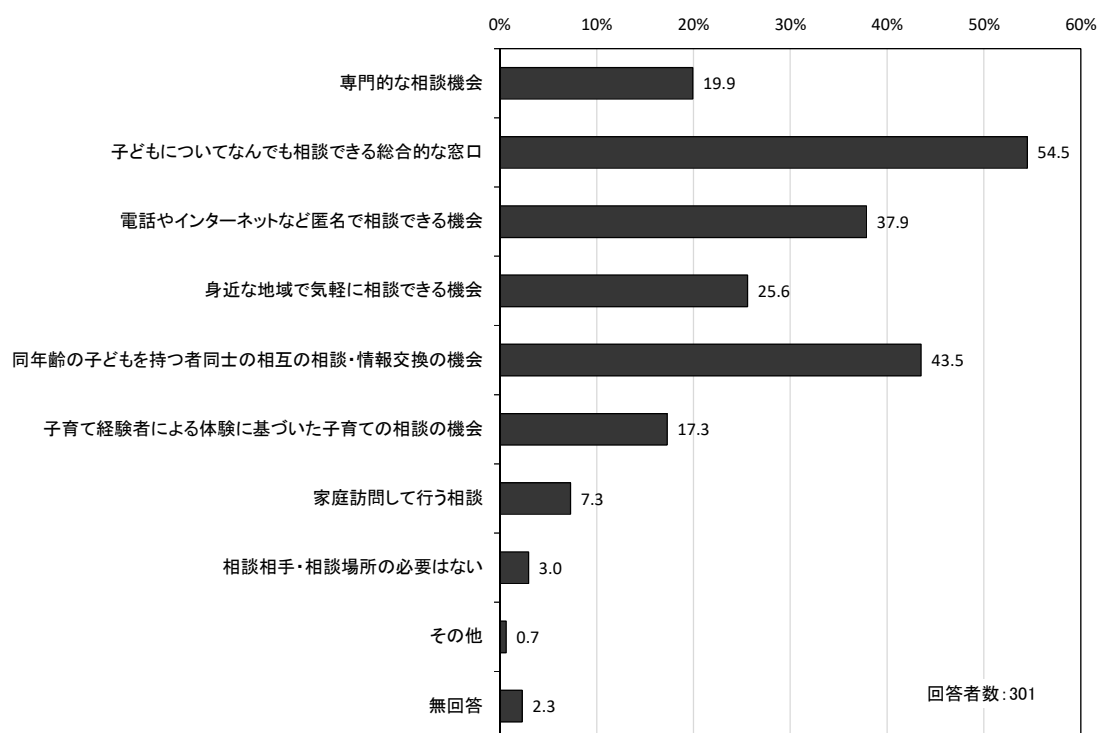
② 大切だと思う少子化対策〔複数回答〕



○少子化対策として大切だと思うこととしては、「教育費の負担軽減」(61.1%)という回答が最も多く、「幼稚園や保育所(園)などの費用軽減」(54.8%)、「不妊治療に対する支援」(51.5%)が続いています。

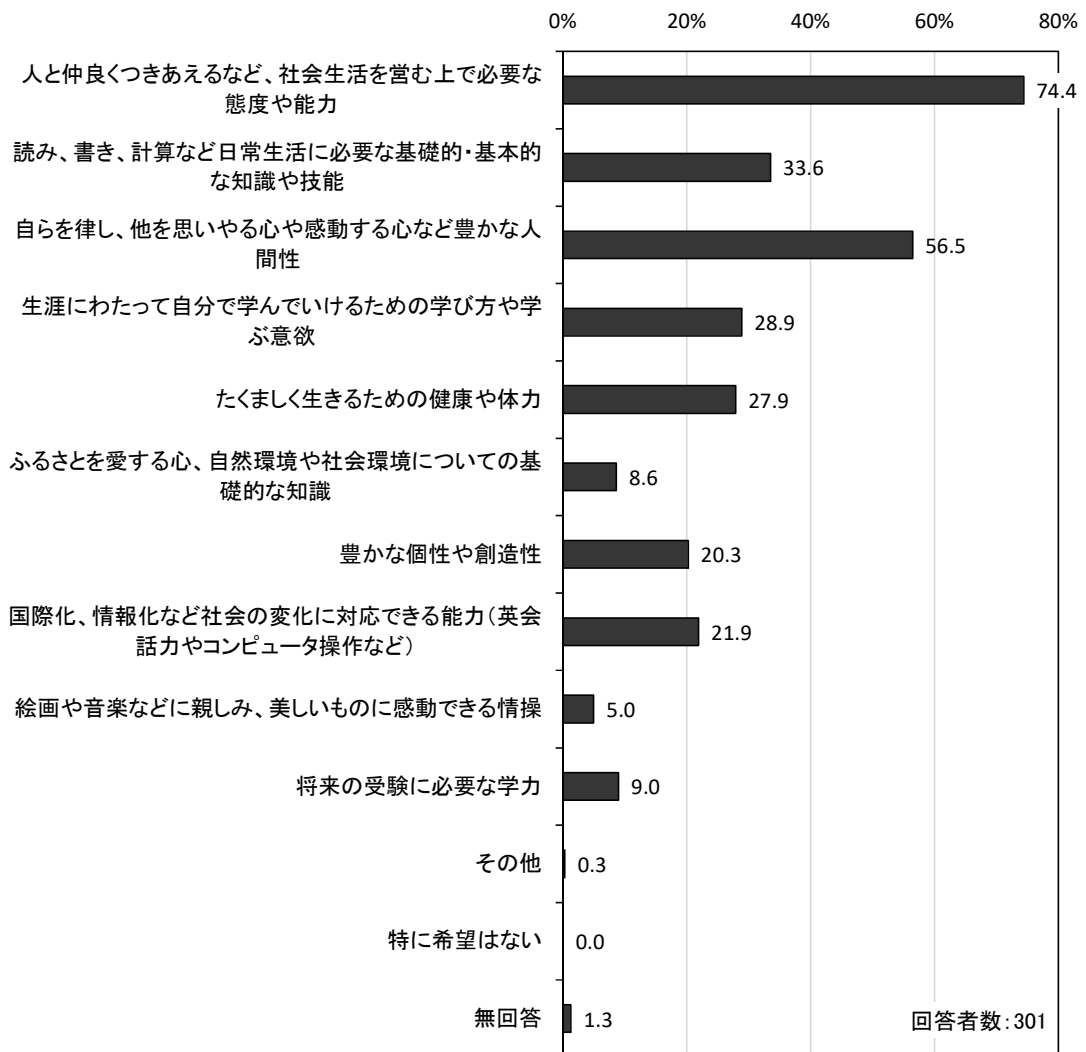
7 子育て環境について

① 子育てについての相談相手、相談場所の希望〔複数回答〕



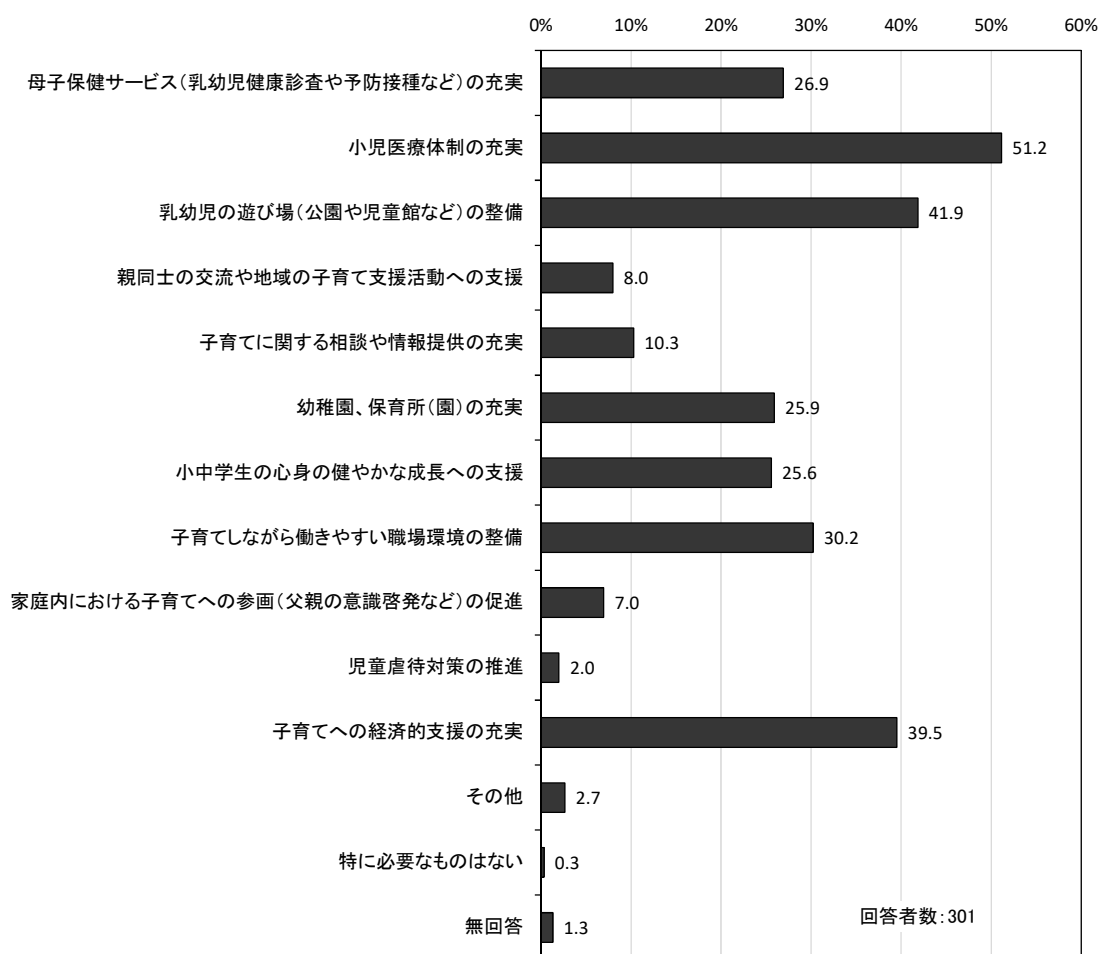
○子育てに関する相談相手・相談場所に希望することとしては、「子どもについてなんでも相談できる総合的な窓口」(54.5%)という回答が最も多く、次いで「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の機会」(43.5%)が多くなっています。

② 特に重視すべきと思う小学校教育〔複数回答〕

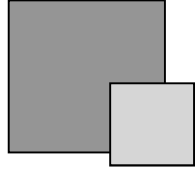


○町の小学校の教育でどのようなことを身につける教育を特に重視すべきだと思うかでは、「人と仲良くつきあえるなど、社会生活を営む上で必要な態度や能力」(74.4%)という回答が最も多く、次いで「自らを律し、他を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」(56.5%)が多くなっています。

③ 子育てしやすいまちづくりのため今後重要と思うこと〔複数回答〕



○子育てをしやすいまちづくりのために今後重要だと思うこととしては、「小児医療体制の充実」(51.2%)という回答が最も多く、「乳幼児の遊び場(公園や児童館など)の整備」(41.9%)、「子育てへの経済的支援の充実」(39.5%)が続いています。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

《基本理念》

子どもが 親が、明るく育つ まちづくり

～次代を担う子どもたちと子育てをしているすべての家庭を
地域全体で支援する“人づくり”ネットワークを構築します

【基本的視点】

基本理念を踏まえ、本計画の策定と施策・事業の推進にあたって大切にすべき基本的視点を3つ掲げます。子ども・子育て家庭を、「家庭教育」の重要性を認識しつつ、幼稚園・保育所・学校、ボランティア、自治会、事業所、行政など地域ぐるみで支え、「支える人も支えられる人も、共にきらめく東庄町」を創っていきます。

視点その1 子どもの視点

「子どもの権利条約」において、子どもは、一人の自立した人として、また地域社会の一員として、生きる権利や育つ権利、守られる権利、参加する権利などの人権が十分に尊重されるよう配慮することが必要です。

計画の策定や施策の展開に当たっては、子どもの育ちや子どもにとっての幸せのために何が必要なのか、特に「子育ては男女が協力して行うべきもの」との視点に立ち、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮して、大人だけでなく子どもの視点に立った取り組みを進めることが重要です。

視点その2 「次世代の親づくり」の視点

子どもは次代の親となるもの、との認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視点に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが必要です。このため、家庭における子育て支援、特に相談・援助体制を十分に考えながら若い世代の育成を進めていく必要があります。

視点その3 すべての子どもと家庭への支援の視点

子育ての基本は家庭にあります。同時に子どもは社会を構成する重要な一員であることから、子どもを心身ともに健やかに育むためには家庭はもとより、子育てに携わる関係者をはじめ民間、行政、地域住民などが、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。

また、子育てには男女の固定的な役割分担意識の解消が求められており、子どもや子育て家庭の支援にあたっては、子どもや子育て家庭をあたたく見守り応援するなど、親子が安心して共に育つことのできるような地域社会づくりを、社会全体でサポートしていく体制づくりが重要になります。

2 計画の基本目標

本計画では、概ね「第1期計画」の基本目標を引き継いで次のとおり定め、5つの基本目標を掲げます。

(1) 子育て家庭を支援する地域づくり

すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることによって、子育て家庭が抱えるさまざまな負担感の軽減を図ります。また、女性の社会進出の増加に対応して、子育てしながら働きやすい環境づくりを一層推進します。

さらに、幼児教育の充実とともに、子育てすることで享受できる喜びを十分に感じられる環境づくりや、子育て家庭に関係するさまざまな地域資源のネットワークがその力を十分に発揮できる地域づくりを進めます。

(2) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした健康相談や保健指導の充実を図り、妊娠期から切れ目無く継続した育児支援を推進します。また、思春期からの母性・父性の育成や親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

障害のある子どもが地域の中で安心して共に生活できるよう、経済的負担の軽減や障害福祉サービスの充実、適切な情報の周知等を行い、家族が適切な育児を行えるよう、障害のある子どもがいる家庭の子育てを支援します。

(3) 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

子どもの権利条約で、「子どもに関することを決める際には、“最善の利益”を確保することが大人の義務である」とうたわれています。本町では、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重される社会の実現をめざします。

また、子どもの権利に関する町民の意識を高める機会の充実を図ります。中でも、子どもの権利を守り育むため、子どもにとって何が必要かを子ども自身を含めた町民に議論してもらい、子どもの権利に関する町民一人ひとりの意識の醸成に努めていきます。

さらに、児童虐待の発生予防などの対策を講じていきます。

(4) 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

子どもが自己を確立し、調和の取れた人間として総合的に成長するため、家庭・学校・地域が連携し、本来持っている教育力の活性化を図ります。

家庭では、将来の人格形成の場であることを踏まえ、家庭教育に関する学習の機会や情報提供を充実させるとともに、親子のふれあいを重視した取り組みを進めます。

学校では、基礎・基本の確実な定着と個性を生かす学校教育の充実を図り、生涯にわたって自己を向上させる意欲を育てていきます。また、家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた学校づくりを推進します。

地域では、現在の子どもたちに不足しがちな自然体験や社会体験、生活体験などに子どもが自らの意思で挑戦する機会を、地域の教育資源等を活用しながら広げていきます。

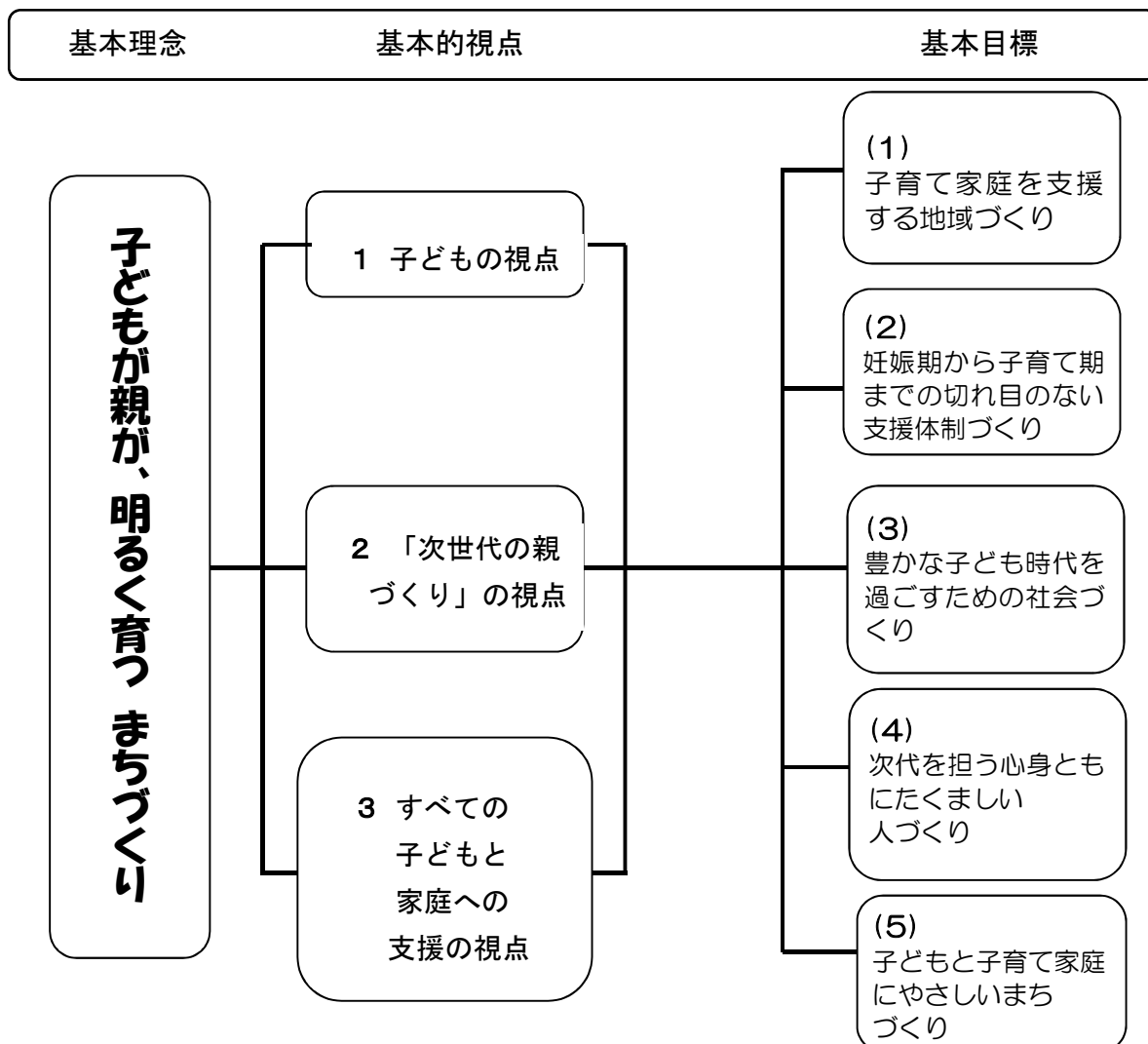
(5) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもを安心して産み育てるためには安全で快適な居住空間や安心してのびのびと活動できる空間が必要になることから、子どもや子育て家庭に配慮した居住環境の充実に努めるとともに、安全で快適に暮らせるまちづくりに向けた公共施設等の整備を推進します。



3 計画（施策）の体系

〇めざすべき指標として定めた5つの「基本目標」に対して、分野別の施策が展開される体系としています。



4 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」で、「子ども・子育て支援事業計画」には、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる「量の見込み」やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すればきめ細やかな計画になりますが、同時に、弾力的な運用がしづらいものともなります。

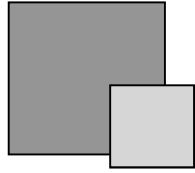
本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域について、**町全域を「1区域」として設定**することとします。

5 子ども人口の見通し

本計画の計画期間における0～11歳の子どもの人口の予測は、以下の通りです。令和2年度から令和6年度にかけて年々微減し、合計では9人の減少となることが推計されています。

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	58	58	58	58	58
1歳	51	51	51	51	50
2歳	76	76	76	76	76
3歳	75	74	74	74	74
4歳	70	70	69	69	69
5歳	85	85	84	84	84
6歳	85	85	84	84	84
7歳	77	77	77	77	77
8歳	90	89	89	89	89
9歳	95	95	95	95	94
10歳	101	101	100	100	100
11歳	96	96	96	95	95
合計	959	957	953	952	950

注：コーホート変化率法（住民基本台帳ベース）による推計値



第4章 基本施策・事業の展開

第4章 基本施策・事業の展開

第1節 子育て家庭を支援する地域づくり

1 子育て支援サービスの充実

事業名	概要	担当課
各種サービスの充実	「子ども・子育て支援新制度」の「教育・保育給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の各サービスの充実を図り、子育て家庭を支援する地域づくりを進めます。(→第5章)	健康福祉課
私立保育所委託事業	私立保育所への運営費の補助を行います。	健康福祉課
認定こども園運営事業	教育・保育課程における幼児の変容の姿を的確にとらえて適切な援助に努め、家庭の「子育て力」、教育力を高めます。	健康福祉課 教育課
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	町内3か所の「子育て支援センター」の運営を保育園に委託し、乳幼児のいる親子のふれあいと交流、育児相談等を行います。また、園庭を地域に開放することで、理解と交流を深めます。	健康福祉課
放課後児童クラブ・放課後子供教室(一体型)	放課後児童クラブの児童も参加できる「放課後子供教室」(一体型)を開設し、共通で利用できるプログラムを実施します。	健康福祉課 教育課
児童遊園・児童館の整備	児童遊園・児童館を整備し、子どもたちが安全に遊び、親子の交流の拠点となるよう図ります。	健康福祉課

2 子育て支援ネットワークの整備(「母子保健連絡会議」の開催)

事業名	概要	担当課
子育てネットワークの推進	地元開業医、保育、幼児・学校教育等母子保健に関わる専門職との連絡会を開催し、連携の強化とサービスの向上、体制の整備を進めます。	健康福祉課
母子総合調整機能の充実	母子保健事業の推進を図るため、住民と行政のパイプ役として、「母子保健推進員」による妊娠期・乳幼児期の訪問活動等を行います。	健康福祉課



3 情報提供、相談体制の整備

事業名	概要	担当課
広報等による啓発と育児等相談	広報、ホームページなどで健康診査、予防接種等のお知らせを行うとともに、育児や「食育」に関する相談を実施します。	健康福祉課
子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートする身近な相談窓口の充実と利用の促進を図ります。	健康福祉課
子育てモバイルサービス	予防接種スケジュール機能と併せて、町からのお知らせ、母子保健サービスの紹介、食育コラム等を配信します。	健康福祉課



第2節 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり

1 母子保健事業の推進

事業名	概要	担当課
特定不妊・不育症治療費助成事業	子どもを持つことが困難な夫婦の経済的負担の軽減のため、不妊・不育症治療費の一部を助成します。	健康福祉課
「子育て世代包括支援センター」の充実	妊産婦等からの相談に基づいてコーディネートを行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	健康福祉課
母子健康手帳の交付	健やかな子どもを産み育てるために、妊娠の届け出により「母子健康手帳」を交付します。	健康福祉課
「両親学級」・「産後教室」の充実	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、「両親学級」等を通して共通の話題や話し合いの仲間をつくる場を提供します。 また、父親の育児参加への動機づけや父性意識の育成を図ります。	健康福祉課
妊婦健康診査〔委託〕	妊婦を対象とした健康診査を実施することにより、異常の早期発見、適切な治療、保健指導を行い、安全な分娩と子どもの安全な出生に努めます。	健康福祉課
妊婦訪問指導	希望する妊産婦を対象に、疾病の予防、早期発見や健康の保持増進のための日常生活指導を行います。	健康福祉課
新生児訪問／乳幼児訪問	子どもを健やかに育てるために、家庭訪問を行って日常生活指導を行うとともに、疾病の早期発見・早期治療を支援・促進します。	健康福祉課
産後ケア事業	専門職による心身のケアや育児相談等を通して、安心して子育てができるようサポートを行います。	健康福祉課
乳児健康診査〔委託〕、4か月児健康診査	乳児の発育・発達が順調かどうかを確認するとともに疾病の早期発見を図り、心身の健全な発達を支援・促進します。	健康福祉課
1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	幼児期における心身の障害などの早期発見、乳歯のう歯（虫歯）予防と幼児の生活習慣の形成を図ります。	健康福祉課
9か月児相談	乳児の健全な発育・発達の確認を行うとともに、育児に関する気軽な相談の場としていきます。	健康福祉課
離乳食・育児相談	乳児の食事に対する確認と育児についての気軽な相談の場としていきます。	健康福祉課
歯科保健・相談事業	「パパママ歯科検診」、「2歳児歯科健診」を実施するなどし、一生涯を通じた歯の健康づくりについての普及・啓発と実施指導の強化を図ります。	健康福祉課
予防接種	予防接種についての周知の徹底と相談の強化を図ります。	健康福祉課

事業名	概要	担当課
言語・発達支援相談	言語面、情緒面等で対応が必要な子どもに関して、専門相談員が個別面接により相談指導を行います。	健康福祉課
言語・発達支援教室	言語面、情緒面などで気になる子どもについて、発達を促進するとともに、保護者に、集団の場を通して子どもとの関わり方を学ぶ機会を提供します。	健康福祉課

2 小児医療の充実

事業名	概要	担当課
医療給付対策／ 乳幼児・小学生医療 対策事業	乳幼児・小中学生の入院・通院等医療費を助成するとともに、0歳から中学3年生まで全員の医療費を無料とします（こども医療）。	健康福祉課
医療給付対策／ 高校生等医療対策 事業	高校生等の入院・通院医療費を助成します。 〔町単独事業〕	健康福祉課
未熟児養育医療	出生体重 2,000 g 以下または生活力が特に弱い人を対象として、養育医療費の助成を行います。	健康福祉課
小児救急医療体制 の整備	小児救急医療体制の整備を図るとともに、県のホームページ等で広く情報提供を行います。 1 初期救急医療体制 2 第二次救急医療体制 ①小児救急医療支援事業 ②小児救急医療 3 第三次救急医療体制	千葉県
障害児の自立支援 育成医療（育成医 療）	障害が残ると認定される疾病にかかっている児童で治療効果が確実に期待できる人を対象に、「育成医療」を給付します。	健康福祉課

3 思春期保健の充実

事業名	概要	担当課
青少年の健康づくり（思春期保健）の推進	学校保健との連携の強化、健康教育・相談を行います。	健康福祉課 教育課
「こころの健康」づくり（相談事業）の充実	保健所と連携して相談事業の充実に努めながら、学校保健との連携、生徒への相談窓口の周知を進めていきます。	健康福祉課 教育課
食の健康づくり、「食」に関する普及・啓発の推進	「食生活」を通して子どもたちの健康づくりと、より良い食習慣について考える場の提供を行うとともに、地域での健康づくりの意識の普及・啓発を進めます。	健康福祉課 教育課

4 障害のある子どものための施策の充実

事業名	概要	担当課
療育相談支援事業の推進	気がかりな子や障害児等の保護者または介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の障害福祉サービスの利用支援等の便宜を供与することにより、障害のある子ども等が地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、支援を行います。	健康福祉課
障害児療育システムの整備	保健・医療・福祉・教育の各部門の連携を強化し、一貫した療育体制づくりを進めます。	健康福祉課 教育課
障害児保育の充実	保育を必要とする障害児に、障害児担当保育士を配置し、障害のない児童とともに保育所（園）の集団生活の中で保育することにより、児童の福祉増進を図ります。	健康福祉課
障害児への支援の充実（制度等の周知）	『東庄町障害者福祉計画』に基づき、障害児への施策を推進します。また、「特別児童扶養手当」や「障害児福祉手当」等の制度について、『障害者福祉のしおり』等を活用して周知や受給勧奨を図ります。	健康福祉課
就学支援の充実	障害の種類や程度・特性を正しくとらえ、障害児一人ひとりに最も適した教育の場を提供できるよう、「教育支援委員会」などによる適正な就学支援に努めます。	教育課
障害者関連団体の活動促進	障害者関連団体の育成を図るとともに、自主的に活動できるよう支援を行います。また、障害者団体が行う福祉教育や情報提供活動などへの支援を行います。	町社会福祉協議会

第3節 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

1 子どもの権利の尊重

事業名	概要	担当課
人権教育研修の実施	教職員一人ひとりが「人権」の理念を十分理解し、認識を深めるため、研修の内容充実・拡充を図ります。	教育課
人権教育の推進	各学校で、子どもたちがともに人権を考え、意識を高めるための人権教育を推進します。	教育課
親と子の人権教育の推進	各家庭で、親や子どもが「子どもの権利」や人権の大切さについて語り合う運動を進めます。	教育課

2 児童虐待の発生予防等

事業名	概要	担当課
「要保護児童対策地域協議会」の運営の充実	児童相談所や警察など関係機関との情報共有をはじめとする連携強化に努め、子どもの安全確保を最優先とする取り組みとして「要保護児童対策地域協議会」の充実を図ります。	健康福祉課
地域と連携したシステムの強化	民生委員・児童委員、主任児童委員などが、地域との連携を強化し、虐待の発生予防に努めます。また、育児相談や「子育て支援センター」などの子育て支援事業、新生児訪問や乳幼児健診、保育園の生活などを通して虐待の早期発見に努めていきます。	健康福祉課 保育園
教育分野における児童虐待防止対策	学校が定例で行う生徒指導委員会等で児童・生徒に関する情報交換を密にし、問題の早期発見・対応に努めます。 また、人権学習の中で児童・生徒の「人権侵害（児童虐待）」を扱い、子どもたちの意識啓発を図るとともに、人権教育研修会を実施して教職員の知識を深めます。	教育課
児童福祉施設への入所	児童福祉施設への入所を要する児童のいる家庭などに関して、銚子児童相談所と連携し、状況に応じて入所措置を行い、児童の福祉向上を図ります。	健康福祉課
「里親制度」への支援	「親族里親」、「養育家庭」、「養子縁組里親」等の制度について、銚子児童相談所と連携しながら周知等を図っていきます。	健康福祉課

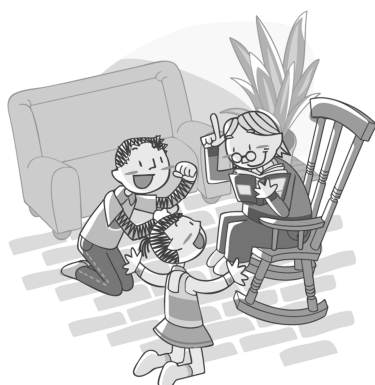
第4節 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

1 地域の福祉力・教育力の活性化

事業名	概要	担当課
「さわやかあいさつ運動」の実施	学校など教育機関で「さわやかあいさつ運動」を実践し、青少年の健全育成と子どもの人権意識の育成に努めます。	教育課
三世代交流・ふれあい・体験学習	地域の高齢者とふれあう三世代交流や地区のふれあい、体験学習等を通じて子どもの「福祉力」やたくましい人づくりの拡充を図ります。	教育課
保育所地域活動事業	地域の高齢者等との交流を深める「保育所地域活動事業」を推進します。	健康福祉課

2 住環境の充実

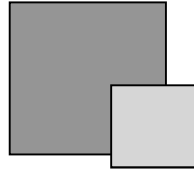
事業名	概要	担当課
ゴミ0(ゼロ)運動・クリーン作戦	「きれいなまちづくり」をめざして、次代により良い環境を残すように図ります。	町民課
地下水汚染状況調査	有機塩素化合物等の調査を実施します。	町民課
河川水質調査の実施	黒部川・桁沼川の水質検査を、年4回を標準に実施します。	町民課
リサイクルの推進	資源ごみの回収や分別収集の徹底などにより、ごみの減量化を進めます。	町民課
環境放射線量調査	福島第一原子力発電所等の影響に対して、放射線量測定を継続的に行います。	町民課



第5節 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

1 安全・快適な施設の整備など

事業名	概要	担当課
幼児交通安全教室『ベコちゃんクラブ』	安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるように努めます。	総務課
チャイルドシート等購入助成金事業	「チャイルドシート」の購入費用に対する一部助成を行います。(上限1万円、児童1人につき1回)	総務課
通学路防犯灯設置事業	学校、区、保護者から防犯灯設置の申請があった場合に、調査を行ったうえで設置します。	教育課
防犯灯設置修理補助金	防犯の観点から、区の申請により設置と修理に補助金を交付します。	総務課
あんしんわがまち防犯パトロール隊	防犯・非行防止のため、警察、消防、防犯組合連合会役員と町職員による巡回を月2回実施します。	総務課 教育課
地域ぐるみの学校安全推進モデル事業の実施	地域社会と連携した学校安全に関する事業を実践し、子どもを守るための支援体制の強化・充実を図ります。	教育課



第5章 第2期子ども・子育て支援事業計画

保育の必要性の認定などについて

◇ 保育の必要性の認定について

平成 27 年 4 月開始の「子ども・子育て支援新制度」においては、サービスの利用に先立って、市町村が下記のような事由による「保育の必要性」を認定します。

「就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学」等が対象になります。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども(保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 小規模保育施設

◇ 保育標準時間と保育短時間について

保育の必要性の認定については、「保育標準時間」(11時間保育)と「保育短時間」(8時間保育)の区分を設定します。

保育時間	就労時間の下限
保育標準時間(11時間保育)	1か月 120時間以上
保育短時間(8時間保育)	1か月 48時間以上 120時間未満

◇ 「保育短時間」の利用時間の考え方

「保育短時間」認定の子どもの保育時間(利用時間)については、8時30分～16時30分までといった一律の時間帯を設定することを想定しており、その時間帯以外の利用については「延長保育(時間外保育)」となります。

7:15	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
延長 保育時間	延長 保育時間	保育短時間(8時間)		延長 保育時間	延長 保育時間
保育標準時間(11時間)					
開所時間(11時間45分)					

第5章 第2期子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育の見込み量と確保の方策

◎量の見込みと確保の内容 *「量の見込み」は、利用実績値を基に算出したものとなっています。

		令和2年度				
		<1号>	<2号>		<3号>	
			教育希望	保育	0歳児	1・2歳児
①量の見込み（必要利用定員総数）		15人	199人	7人	77人	
②確保の方策	認定こども園、保育所	20人	236人	11人	63人	
	地域型保育事業			0人	0人	
	認可外保育施設		0人	0人	0人	
	合計	20人	236人	11人	63人	
②-①		5人	37人	4人	△14人	

		令和3年度				
		<1号>	<2号>		<3号>	
			教育希望	保育	0歳児	1・2歳児
①量の見込み（必要利用定員総数）		20人	178人	7人	84人	
②確保の方策	認定こども園、保育所	20人	236人	11人	63人	
	地域型保育事業			0人	0人	
	認可外保育施設		0人	0人	0人	
	合計	20人	236人	11人	63人	
②-①		0人	58人	4人	△21人	

		令和4年度				
		<1号>	<2号>		<3号>	
			教育希望	保育	0歳児	1・2歳児
①量の見込み（必要利用定員総数）		20人	181人	7人	75人	
②確保の方策	認定こども園、保育所	20人	236人	11人	63人	
	地域型保育事業			0人	0人	
	認可外保育施設		0人	0人	0人	
	合計	20人	236人	11人	63人	
②-①		0人	55人	4人	△12人	

		令和5年度				
		<1号>	<2号>		<3号>	
			教育希望	保育	0歳児	1・2歳児
①量の見込み（必要利用 定員総数）		20人	178人	7人	84人	
② 確保 の方 策	認定こども園、 保育所	20人	236人	11人	63人	
	地域型保育事業			0人	0人	
	認可外保育施設		0人	0人	0人	
	合 計	20人	236人	11人	63人	
②-①		0人	58人	4人	△21人	

		令和6年度				
		<1号>	<2号>		<3号>	
			教育希望	保育	0歳児	1・2歳児
①量の見込み（必要利用 定員総数）		20人	188人	8人	63人	
② 確保 の方 策	認定こども園、 保育所	20人	236人	11人	63人	
	地域型保育事業			0人	0人	
	認可外保育施設		0人	0人	0人	
	合 計	20人	236人	11人	63人	
②-①		0人	48人	3人	0人	

【説 明（提供体制の確保の方策）】

- 幼稚園には子ども・子育て支援新制度による「確認幼稚園」と「確認を受けない幼稚園（私学助成幼稚園）」がありますが、本町では、平成31年4月1日に従来の幼稚園が合併とともに幼稚園型認定こども園『こじゅりんこども園』に移行し、幼稚園はなくなっています。また、本計画の計画期間中、新制度上の幼稚園や認定こども園等の新設は見込んでいません。
- 計画期間中に、本町内で「地域型保育事業」（「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」）の整備・開設は見込んでいません。
また、企業による「企業主導型保育事業」の実施も予定していません。
- 1号認定（3～5歳、本町では実質的には5歳児のみ）では、計画期間中すべての年度について、ニーズとサービス提供がほぼ同数の見込みとしています。2号認定（3～5歳）では、期間中すべての年度について、サービス提供がニーズを上回る想定としています。3号認定（0～2歳）については、特に1、2歳児でニーズがサービス提供を上回ることが予想されます。しかし、この不足分に関しては、2号認定児童では確保の内容に余裕があるため、施設間での調整を要するものの、全体としては施設数に不足はないものと考えます。

第2節 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

① 認定こども園の普及

本町では、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、「保護者の就労状況やその変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設」であることを踏まえ、認定こども園の普及の取り組みを進めます。

② 質の高い教育・保育などの推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、その発達段階に応じた「質」の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要であることから、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等を対象とした各種研修への補助など、教育・保育、子育て支援についての専門性の強化等による保育士、幼稚園教諭等の資質の向上に努めていきます。

③ 認定こども園、保育所と小学校等との連携の支援・促進

子どもに、成長段階に応じて切れ目のない支援を行うためには、就学前の教育・保育施設と小学校等との連携が不可欠であるため、本町では、すべての子どもについて、認定こども園・保育所等と小学校等との情報交換や園児と小学校児童との相互訪問等の交流活動などの情報交換・連携の取り組みを継続実施し、教育・保育施設等と小学校等との連携を強化、推進していきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の方策など

1 利用者支援事業

◎サービスの内容

身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などについての情報提供と、必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・連携・調整を行います。

◎量の見込みと確保の方策

利用者支援事業	平成30年度(実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(窓口設置数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の方策(窓口設置数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

「基本型」・「母子保健型」とも、町「子育て世代包括支援センター」(「保健福祉総合センター」内) 1か所でサービスを提供していきます。

2 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

◎サービスの内容

乳幼児とその保護者が集い、相互に交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援・援助も行います。おおむね3歳未満の子どもと保護者を対象とします。

◎量の見込みと確保の方策 (・量の見込み対象児童年齢…0～2歳)

地域子育て支援拠点事業	平成30年度(実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6,506人回	8,750人回	8,810人回	8,880人回	8,940人回	9,000人回
②確保の方策	—	8,750人回(3か所)	8,810人回(3か所)	8,880人回(3か所)	8,940人回(3か所)	9,000人回(3か所)
②-①		0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

* 人回とは…「年間の延べ利用回数」のことを言います。

子育て全般に関する専門的支援を行う拠点として、町内の各保育園併設の「子育て支援センター」の3か所を設置（委託）し、事業を展開していきます。保護者の子育て不安感や孤立感を解消し、自信を持って子育てに向かえるよう、支援に努めていきます。

3 妊婦健康診査

◎サービスの内容

妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です（検査回数：14回）。

◎量の見込みと確保の方策

妊婦健康診査	平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・推計0歳児数	67人	58人	58人	58人	58人	58人
①量の見込み ※妊婦全員が受診 することを想定 した場合	770人回	812人回	812人回	812人回	812人回	812人回
②確保の方策 （実施体制、 実施機関）	委託 医療機関	委託 医療機関	委託 医療機関	委託 医療機関	委託 医療機関	委託 医療機関

医療機関に委託して、事業を実施します。提供体制が確保されているため、現状を維持して事業を継続し、安全で安心な妊娠・出産を迎えられるよう支援します。妊娠届け出時の妊婦面接、「両親学級」、妊婦訪問等の機会に、健康診査受診の必要性についての助言・指導を実施し、受診の促進に努めます。



4 乳児家庭全戸訪問事業

◎サービスの内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を町の保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

◎量の見込みと確保の方策

乳児家庭全戸訪問事業	平成30年度(実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・推計0歳児数	67人	58人	58人	58人	58人	58人
①量の見込み	67人	58人	58人	58人	58人	58人
②確保の方策 (実施体制、実施機関)	直営 保健福祉 総合センター	直営 保健福祉 総合センター	直営 保健福祉 総合センター	直営 保健福祉 総合センター	直営 保健福祉 総合センター	直営 保健福祉 総合センター

保健師が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況、養育環境の把握、育児支援を行います。

家庭の状況に合わせて訪問時期や訪問者を調整し、全数訪問達成をめざします。また、訪問拒否等の家庭については、関係機関等とも連携しながら電話相談等で対応し、未確認乳児にならないように努めます。

5 養育支援訪問事業等

◎サービスの内容

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭を町の保健師などが訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業です。

具体的には、家庭を訪問し、「妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等が安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援」、「出産後間もない時期の養育者の育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援」、「不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善のための相談・支援」を行います。

◎量の見込みと確保の方策

養育支援訪問事業	平成30年度(実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	50人	45人	45人	40人	40人	40人
②確保の方策 (実施体制、実施機関)	直営 保健福祉 総合センター	直営 保健福祉 総合センター	直営 保健福祉 総合センター	直営 保健福祉 総合センター	直営 保健福祉 総合センター	直営 保健福祉 総合センター

若年妊婦、産後うつなど児童虐待のリスクのある家庭については、当事業を活用し、虐待を防止します。

6 子育て短期支援事業（ショートステイ）

◎サービスの内容

より詳細には、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」があります。「保護者の病気、入院、出産、出張、冠婚葬祭などの理由により児童の育成が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

本町では未実施の事業となっています。

◎量の見込みと確保の方策（・量の見込み対象児童年齢…0～5歳）

本計画策定時点では利用・提供実績が無いサービスですが、近隣市町村の動向も踏まえながら、整備を検討していきます。

7 ファミリー・サポート・センター事業（小学生）

◎サービスの内容

児童の預かり等の援助を行いたい人（「サポート会員」）と援助を受けたい人（「利用会員」）とから成る会員組織を設置し、相互援助活動についての連絡・調整等を実施する事業です。センター会員の募集・登録、相互援助活動の調整、講習会の開催等を行います。

本町では、平成30年度から事業が開始されています。

◎量の見込みと確保の方策

ファミリーサポートセンター事業	平成30年度（実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	30人日	35人日	40人日	40人日	50人日	50人日
②確保の方策	—	35人日 （1か所）	40人日 （1か所）	40人日 （1か所）	50人日 （1か所）	50人日 （1か所）
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

* 人日とは…利用人員見込み×平均利用日数 → =年間の延べ利用日数（以降、同様）
会員数、中でもサポート会員の数を増加させていくよう図ります。

8 一時預かり事業

幼稚園における「一時預かり事業」は、通常就園時間を延長して預かる事業（「預かり保育」）です。保育所における「一時預かり事業」は、乳幼児を、主に昼間に保育所等で一時的に預かる事業です。

【幼稚園型認定こども園における在園児を対象とした預かり保育（一時預かり等）】

◎サービスの内容

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望者を対象に保育を実施する事業です。

◎量の見込みと確保の方策

一時預かり事業（1）	平成30年度（実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人日	3,000人日	4,000人日	4,000人日	4,000人日	4,000人日
②確保の方策	—	4,000人日	4,000人日	4,000人日	4,000人日	4,000人日
②-①		1,000人日	0人日	0人日	0人日	0人日

量の見込みを令和6年度で4,000人日としており、今後も、ニーズの確認を継続します。

【一時預かり（保育所）など】

◎サービスの内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児または幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行います。

◎量の見込みと確保の方策

一時預かり事業（2）	平成30年度（実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人日	80人日	100人日	140人日	190人日	200人日
・一時預かり（保育所）	0人日	80人日	100人日	140人日	190人日	200人日
・ファミリー・サポート・センター（病児等除く）	0人日	（各年度、若干量の利用を見込みます。）				
②確保の方策	—	80人日	100人日	140人日	190人日	200人日
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

「トワイライトステイ」の事業実施は予定しませんが、「保育所の一時的預かり事業」と若干の「ファミリー・サポート・センター事業」（未就学児分）で「量の見込み」を確保していくことを予定します。

笹川中央保育園では補助事業として、橘保育園と神代保育園では自主事業として、実施します。

9 延長保育（時間外保育）事業

◎サービスの内容

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育園の通常の保育時間（11時間・8時間）を超えて保育時間の延長を行う事業です。

◎量の見込みと確保の方策

延長保育事業	平成30年度（実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （延べ利用人数）	3,352人	4,085人	4,100人	4,100人	4,050人	4,000人
②確保の方策	—	4,085人 （3か所）	4,100人 （3か所）	4,100人 （3か所）	4,100人 （3か所）	4,100人 （3か所）
②-①		0人	0人	0人	50人	100人

保育所では令和元年度現在、3園すべてで時間外の保育を実施しており、近年増加傾向となっていますが、見込み量以上の提供体制が確保されているため、事業の継続・現状維持を図ります。

10 病児・病後児保育事業

◎サービスの内容

児童が発熱等の急な病気になった場合、病院、保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業です。

本町では未実施の事業となっています。

◎量の見込みと確保の方策

本町内には該当する医療機関がなく、保育所でも当事業を実施していません。

「病児・病後児保育事業」は、要望の声が多い事業である反面、実施コストが高く費用対効果についても考慮に入れる必要があることから、近隣市町村の動向も踏まえながら、事業実施の是非などについて検討していきます。

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◎サービスの内容

共働き家庭など留守家庭の就学している児童に、放課後、学校の余裕教室、専用施設などにおいて適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。

◎量の見込みと確保の方策

放課後児童健全育成事業	平成31年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	250人	225人	225人	225人	225人	225人
■小学1～3年生	170人	153人	153人	152人	148人	147人
■小学4～6年生	80人	72人	72人	73人	77人	78人
②確保の方策	250人 （2か所）	225人 （1か所）	225人 （1か所）	225人 （1か所）	225人 （1か所）	225人 （1か所）
②-①	—	0人	0人	0人	0人	0人

小学1～3年生、4～6年生のいずれについても、平成27～31年度の放課後児童クラブ登録人数等を基に量の見込みを推計しており、令和2年度新設の東庄小学校の敷地内に立地し、『ゆめゆめクラブ』・『すぎのこクラブ』を統合して引き継ぐ『東庄町放課後児童クラブ』で実施していきます。なお、箇所数としては「1か所」ですが、「子ども・子育て支援交付金」の対象となる「支援数」は、「3支援」です。また、「放課後子供教室」との一体的提供として、同じ場所、共通の活動プログラムへの相互参加を通じた育成の場とします。実施にあたっては、小学校の余裕教室等の活用も含めて検討し、開設場所や利用時間についても、利用者の便宜を考慮したうえで、庁内教育・福祉他関係部署と事業所が連携して、適宜検討を行いながら推進していきます。

12 実費徴収に関する補足給付を行う事業

◎サービスの内容・確保の方策

世帯所得の状況等を勘案して、本町が定める基準（低所得等）に該当する場合に、特定教育・保育を受ける際の日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用などに対する助成を行います。

13 放課後子供教室等（新・放課後子ども総合プラン）

◎サービスの内容

放課後や週末等に、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の人々の参加を得て「学び・遊び・体験・交流」などさまざまな取り組みを推進する事業です。

◎量の見込みと確保の方策

放課後子供教室	平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	40人	40人	40人	40人	40人
②確保の方策		40人 （1か所）	40人 （1か所）	40人 （1か所）	40人 （1か所）	40人 （1か所）
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

*各年度4月1日現在

「ニーズ調査」の結果（→23ページ）も踏まえて、東庄小学校内1か所で実施していきます。

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域における学習支援や体験活動等の取り組みの支援を行っていきけるよう、「協議会」等の体制の整備に努めます。

《放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携による実施に関する具体的な方策》

○次代を担う人材を育成するため、すべての子どもが放課後等を安全に安心して過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、今後は、「放課後子供教室」のプログラムを、放課後児童クラブと共通のプログラムとして実施していくように図ります。

《放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施に関する教育委員会と福祉部局の具体的な連携についての方策》

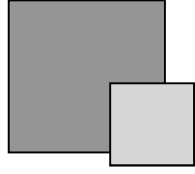
○放課後子供教室の実施にあたっては、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、学校施設や他の公共施設等の利用について、健康福祉課と教育委員会が連携するとともに、関係機関の理解と協力を得ながら進めます。



第4節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 (幼児教育・保育無償化について)

本町の確認を受けた認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等やファミリー・サポート・センター事業を支給要件を満たした子どもが利用する際に要した費用について、町から「子育てのための施設等利用給付」を支給します。国や千葉県の基準に基づき、良質かつ適切な教育・保育の提供に努めるとともに、対象となる児童、子育て世帯に適切な支援を行います。

この給付については、償還払いを基本としていますが、保護者の利便性や適正な支払いを考慮し、各利用施設で給付申請を取りまとめ、給付回数が年4回以上になるように取り組んでいきます。



第6章 計画の推進と進行管理

第6章 計画の推進と進行管理

第1節 役割分担と連携による計画の推進

1 連携・協力による取り組みの推進

本計画の推進に当たっては、すべての町民が、子ども・子育てを「社会全体の問題」として認識し、関与していくことが重要です。

町民、地域、事業者をはじめ「地域社会全体で子ども・子育てに関わる」という意識づくりに向けて、さまざまな機会を通じて町民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めます。

多様化した子育て支援に関する町民ニーズにきめ細かく対応していくことは、行政側からの一方的なサービスの提供のみでは困難です。本計画の中の多くの事業、取り組みは、人と人とのふれあいや、さまざまな人たちとの関わりが重要な要素であることから、子どもを含む町民や地域団体などの各種関係団体と連携し、施策・事業を推進していきます。

2 庁内関係部署の連携による推進

本計画中の施策・事業は、保健・福祉関係部局、教育関係部局など、さまざまな部局に及びます。町民に効果的かつ効率的なサービスを提供するため、関係各局・部署間の役割分担と連携により、施策・事業の効果的な推進を図ります。

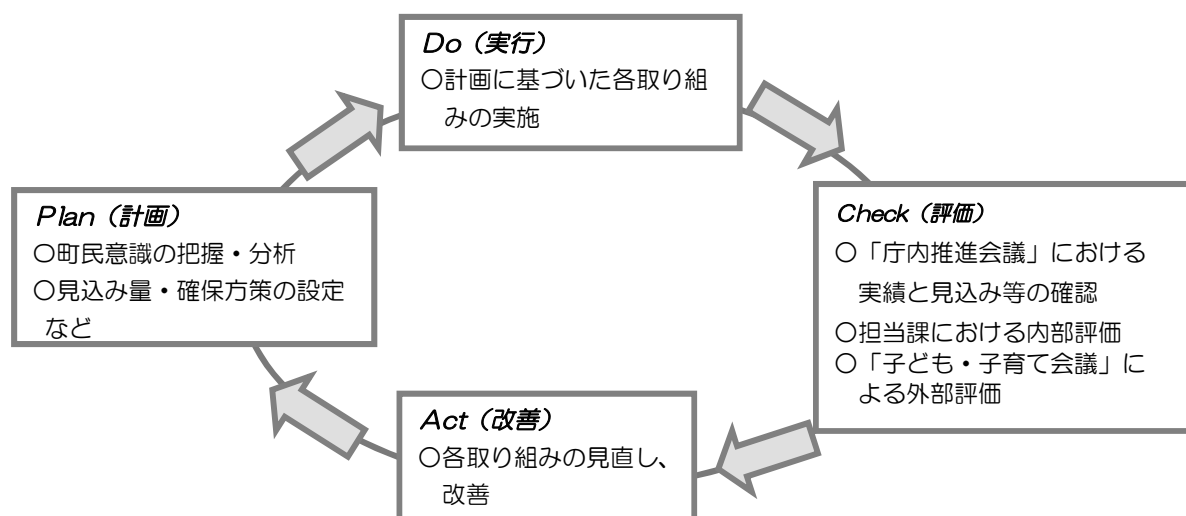
第2節 計画の進行管理

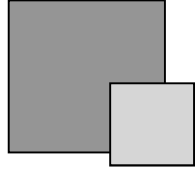
本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県など関係機関との情報交換、連携を一層強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するように努めます。

このため、「PDCAサイクル」（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、町民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

《 計画の進行管理 = 「PDCAサイクル」 》

Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う





第7章 付属資料

第7章 付属資料

資料1 用語の説明

□ あ 行

預かり保育（初出：58 ページ） 保護者の希望に応じて、4時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や土曜・日曜日、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行うもの。従来から地域の実情に応じて個々の幼稚園の判断で実施されてきましたが、平成12年から施行された「幼稚園教育要領」に初めて位置づけられました。

育児休業制度（初出：16 ページ） 労働者が、養育する1歳に満たない子について、事業主に申し出ることにより、休業することができる制度のこと。

なお、子が1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、1歳6か月に達するまでの間、休業期間を延長することができます。

一時預かり事業（初出：5 ページ） 家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、主として昼間において認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かる事業。新制度では、「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置づけられています。

延長保育（事業）（初出：3 ページ） 認定こども園、保育所等において、通常の利用日・利用時間以外に保育認定を受けた入所児を保育する事業。新制度では、「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置づけられています。時間外保育事業。

□ か 行

家庭的保育（事業）（初出：5 ページ） 家庭的保育者が、主に3歳未満の少人数の児童を居宅等で保育する事業で、平成22年から児童福祉法により法定化されました。新制度においては「地域型保育給付」の対象となる新たな区市町村の認可事業として位置づけられ、保育を必要とする3歳未満児が対象で、定員は5人以下とされています。

教育・保育（初出：3 ページ） 6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育、または養護と教育のこと。

教育・保育給付（初出：5ページ） 新制度で創設された「子どものための教育・保育給付」のことで、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と家庭的事業等の「地域型保育給付」とから成り、就学前の子どもが対象の教育・保育施設や保育事業の利用にかかる費用が、公的な給付と利用者の負担によってまかなわれる仕組みになっています。

教育・保育施設（初出：53ページ） 認定こども園法第2条第6項に規定する「認定こども園」、学校教育法第1条に規定する「幼稚園」、および児童福祉法第39条第1項に規定する「保育所」の総称。

居宅訪問型保育（事業）（初出：5ページ） 新制度において「地域型保育給付」の対象となる新たな区市町村の認可事業として位置づけられた事業で、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などにおいて、保育を必要とする子どもの居宅で1対1による保育を提供する事業。対象は3歳未満児とされています。

子育て短期支援事業（初出：57ページ） 保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う事業で、「ショートステイ事業」と「トワイライトステイ事業」があります。新制度では「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられています。

子ども・子育て関連3法（初出：3ページ）

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号・認定こども園法の一部改正）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号・児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援法（初出：4ページ） 平成24年8月に成立・公布された法律で、全世代型の社会保障実現をめざして子ども・子育てに財源を追加充当するための新たな仕組みに関する法律。子どものための現金給付（「児童手当」）や教育・保育給付の仕組み、「特定教育・保育施設」等、「地域子ども・子育て支援事業」、「子ども・子育て支援事業計画」などについて定めています。

□ さ 行

事業所内保育（事業）（初出：5 ページ） 企業などが職場の労働力確保と福利厚生の一環として、その建物等の一部を利用して従業員の子どもの保育する事業で、主に病院や女性労働者を多く雇用している企業で実施されています。新制度においても「地域型保育給付」の対象となる新たな区市町村認可事業として位置づけられましたが、従業員の子どもの加えて、地域で保育を必要とする子どもにも保育を提供することが要件とされています。

次世代育成支援対策推進法（初出：3 ページ） 平成 15 年に制定・公布、同 17 年に施行された 10 年間の時限立法。「急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる」（厚生労働省）法律。平成 26 年 4 月、さらに 10 年間の延長が決定しました。

市町村子ども・子育て会議（初出：6 ページ） 「子ども・子育て支援法」第 77 条第 1 項で規定する、市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」を言います。

市町村子ども・子育て支援事業計画（初出：3 ページ） 5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を言い、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成します。（「子ども・子育て支援法」第 61 条）

児童虐待（初出：24 ページ） 親または親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的、心理的、性的虐待やネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）等の行為を言います。

小規模保育（事業）（初出：5 ページ） 3 歳未満児を対象として、定員 6 人以上 19 人以下の少人数で行う保育事業。新制度で、「地域型保育給付」の対象になる新たな区市町村認可事業として位置づけられました。

□ た 行

待機児童（初出：3 ページ） 認可保育所の入所要件を満たし、入所の申し込みをしているにもかかわらず、入所できない児童のこと。

地域型保育給付（初出：5 ページ） 少人数の単位で主に3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」の4つがあります。

地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業（初出：5 ページ） 乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。新制度では「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置づけられています。

地域子ども・子育て支援事業（初出：4 ページ） 「利用者支援事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「延長保育事業」、「病児（病後児）保育事業」、「放課後児童クラブ」等の事業の総称。

□ な 行

乳幼児（初出：41 ページ） 「乳児」と「幼児」を合わせた呼び名。「乳児」は、児童福祉法では生後0日～満1歳未満までの子で、「幼児」は、満1歳から小学校就学までの子どもとされています。

認可保育所（初出：13 ページ） 児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし、都道府県が認可した保育施設。保護者の就労や病気などの理由により保育を必要とする、小学校就学前の子どもの保育を行います。

認定こども園（初出：5 ページ） 幼稚園と保育所を一体化した施設として検討されてきた総合施設の名称として「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により規定されているもので、1. 保護者の就労の状況にかかわらず教育・保育を一体的に提供すること、2. 子育て相談など地域での子育て支援を実施することが2つの主たる事業となっています。

認定こども園には①幼保連携型 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型の4種類があり、種類に応じて都道府県、指定都市、中核市が認可（認定）の権限を持ちます。

妊婦健康診査（初出：5 ページ） 妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦のための健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業。新制度では、「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置づけられています。

□ は 行

病児・病後児保育（病児保育）事業（初出：5 ページ） 児童が発熱等の急な病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。新制度では、「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置づけられています。

ファミリー・サポート・センター（事業）（初出：18 ページ） 子どもの預かり等の援助を行いたい人（「提供会員」）と援助を受けたい人（「利用会員」）とから成る会員組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等の支援を行う事業。新制度では「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置づけられています。

保育（初出：3 ページ） 乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感を持って活動できるように養護するとともに、心身が健全に発達するように教育することを言います。基本的に乳幼児を養護し教育することであり、「養護」と「教育」が一体となった概念を指します。

放課後子供（子ども）教室（初出：22 ページ） 子どもたちの健やかな成長のため、地域住民等と協力・連携を図りながら、放課後に小学校施設を利用して大人が子どもたちを見守りながら「遊びの場、学びの場」を提供する事業。

放課後児童クラブ（初出：14 ページ） 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童について、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を与えてその健全な育成を図る事業。新制度では、「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置づけられています。「放課後児童健全育成事業」。

放課後児童健全育成事業（初出：3 ページ） 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等で適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

保健福祉総合センター（初出：54 ページ） 成人保健・母子保健に関する健診、相談、その他、福祉分野のものも組み込んだ各種の事業を行う町の施設。

□ や 行

幼稚園（初出：5 ページ） 学校の一つで、3歳～6歳までの幼児を対象とするもの。

要保護児童対策地域協議会（初出：46 ページ） 平成 16 年の児童福祉法改正により法定化された、市町村における児童家庭相談体制強化を図るための協議会。虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や援助、保護を図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で援助していくためのネットワークで、平成 20 年の改正児童福祉法により、協議会の支援の対象として「特定妊婦」（出産後の養育についての出産前の支援が特に必要と認められる妊婦）や要支援児童、およびその保護者も含まれることになりました。

□ら 行

利用者支援（事業）（初出：5 ページ） 新制度の「地域子ども・子育て支援事業」の一つで、子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるような情報の収集・提供や利用に関する相談・支援等を身近な地域で行う事業。

資料2 東庄町子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月5日

条例第17号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、東庄町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 子ども関係団体の推薦を受けた者
- (4) 教育関係者
- (5) 保育関係者
- (6) 学識経験者

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年東庄町条例第58号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] …略

資料3 東庄町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	所属
子ども関係 団体に 属する者	青柳敬之	P T A連絡協議会
	長野登	子ども会育成連合会
	◎大録郷吉	手をつなぐ親の会
子ども関係 団体の推薦 を受けた者	○岩瀬澄江	民生委員児童委員協議会
	本田里美	母子保健推進員協議会
	鈴木美津	ひとり親家庭福祉推進員
教育関係者	宮崎豊	東庄町立小学校（神代小学校）
	玉井富三	東庄町立こじゅりんこども園
	林英伸	教育委員会
保育関係者	林二美枝	保育園

* 名簿中「◎」印は会長、「○」印は副会長

資料4 計画策定までの経過

年 月 日	事 項	内 容
平成31年1月 ～2月	「町民アンケート（ニーズ）調査」実施	
令和元年 7月9日	令和元年度 第1回 子ども・子育て会議	・『第2期東庄町子ども・子育て支援事業計画』 について（町民アンケート調査結果報告）
令和2年 2月21日	令和元年度 第2回 子ども・子育て会議	・『第2期東庄町子ども・子育て支援事業計画』 素案について
2月29日 ～3月13日	計画案についての町民意見等募集（パブリックコメント）実施	
3月26日	令和元年度 第3回 子ども・子育て会議	・『第2期東庄町子ども・子育て支援事業計画』 （最終案）について

第2期東庄町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 東庄町

企画・編集 東庄町健康福祉課

〒289-0612 千葉県香取郡東庄町石出 2692 番地 4

TEL. 0478-80-3300(代表) FAX. 0478-80-3112

